



元文科高第228号
令和元年7月12日

各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
高 等 專 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 团 体 の 教 育 委 員 会 教 育 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構 長
各 認 証 評 價 機 関 の 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長 及 び 医 政 局 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 德

(印影印刷)

文部科学省研究振興局長

村 田 善 則

(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

この度、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号。以下「改正法」という。）が、令和元年5月24日に公布され、一部の規定は同日から、それ以外の規定は令和2年4月1日から施行されることとなりました。

社会構造の変化やグローバル化が急速に進み、社会が抱える課題も複雑化している今日において、多様な教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが期待されている大学等に求められる役割は、より一層大きなものとなっています。今回の改正は、このような観点から、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずるもので

また、これに伴い、「学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第10号）」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第2号）」が、同じく令和元年5月24日に公布され、同日から施行されたところです。

これらの法令の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分に御了知下さい。

都道府県知事におかれでは、この旨を所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人に対して、周知いただくようお願ひいたします。また、都道府県教育委員会におかれでは、この旨を所管の専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学法人及び厚生労働省におかれでは、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願ひいたします。

なお、改正法の施行に伴うその他の政省令の改正については追って行い、改めて通知する予定です。

記

第一 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正

1. 改正の概要

- ① 大学の教育研究等の状況を評価する認証評価において、認証評価機関は、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととすること。（学校教育法第109条第5項関係）
- ② 大学は、教育研究等の状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならないこととすること。（学校教育法第109条第6項関係）
- ③ 文部科学大臣は、大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合し

ている旨の認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとすること。（学校教育法第109条第7項関係）

- ④ ①～③については、高等専門学校に準用することとすること。（学校教育法第123条関係）

2. 留意事項

① 第109条第5項「大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする」とは、認証評価の結果において、「大学評価基準に適合している」又は「大学評価基準に適合していない」と明示することであり、例えば、一定の期間内に大学評価基準を満たすことが期待できるとして「大学評価基準に適合しているか否かの認定を保留する」というように、当該認定を明らかにしないことは想定されないこと。認証評価機関においては、教育研究等の状況に関する事実関係の確認に時間を要する等の理由により、一定の期間内に当該認定を行えない場合においても、可能な限り速やかに当該認定を行うよう努めること。

② 今般の改正は、大学等における教育研究活動の改善及び向上を促す制度的な担保を設けることにより、大学等におけるこれまで同様の自主的・自律的な改善の実効性を一層確保し、教育研究水準の保証及び向上を確実に図ることとするものであること。

そのため、認証評価機関においては、大学等の認証評価を行う際に、当該大学等がこれまでに受審した認証評価の結果において「大学評価基準に適合していない」ことの事由となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善の内容及び現状等について確認するとともに、確認した結果を認証評価の結果として明らかにするよう努めること。

③ 今般の改正において、大学等の教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を認証評価機関に対して義務付けることなどを措置することに伴い、認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されることがより求められるものであること。

その際、認証評価機関においては、認証評価を行う委員等の選定や当該委員等を辞した後の状況について、大学等との間の利益相反の疑惑を招き、認証評価の信頼性を損なうことがないよう十分留意し、適切な運用を行うこと。

第二 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正

1. 改正の概要

- ① 大学総括理事の新設等

ア 国立大学法人が設置する国立大学の全部についてイに規定する大学総

括理事を置く場合にあっては、当該国立大学法人に、役員として、その長である理事長を置くものとすること。理事長を置くときは、第 11 条第 1 項並びに第 21 条第 2 項第 4 号、第 3 項及び第 5 項を除き、学長について定める規定は、学長を理事長と置き換えて適用するものとすること。（国立大学法人法第 10 条第 1 項関係）

- イ 国立大学法人が 2 以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法第 92 条第 3 項に規定する職務を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができることとすること。大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならないこと。（国立大学法人法第 10 条第 3 項及び第 4 項関係）
- ウ 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理することを職務及び権限とすること。（国立大学法人法第 11 条第 2 項関係）
- エ 大学総括理事は、第 11 条第 4 項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第 12 条第 2 項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長又は理事長の定めるところにより、国立大学法人を代表することを職務及び権限とすること。（国立大学法人法第 11 条第 5 項関係）
- オ 大学総括理事は、第 12 条第 7 項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長又は理事長が任命することとすること。（国立大学法人法第 13 条の 2 第 1 項関係）
- カ オの文部科学大臣の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとすること。また、学長又は理事長は、オにより大学総括理事を任命したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。（国立大学法人法第 13 条の 2 第 2 項及び第 3 項関係）
- キ 大学総括理事の任期は、6 年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定めること。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長又は理事長の任期の末日以前でなければならないこと。（国立大学法人法第 15 条第 3 項関係）
- ク 第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定により学長又は理事長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとすること。また、カは、同条第 1 項から第 3 項までの規定による大学総括理事の解任について準用すること。（国立大学法人法第 17 条第 6 項及び第 7 項関係）
- ケ 大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を経営協議会の委員とすること。（国立大学法人法第 20 条第 3 項関係）

- コ 教育研究評議会は、国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として置くものとすること。（国立大学法人法第21条第1項関係）
- サ 大学総括理事を置く場合には、教育研究評議会の評議員となる理事は、学長又は当該大学総括理事が指名すること。また、教育研究評議会の評議員となる職員は、当該大学総括理事が指名すること。（国立大学法人法第21条第2項第2号及び第4号関係）
- シ 大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を当該大学総括理事が大学の長としての職務を行う大学に係る教育研究評議会の評議員とすること。また、当該教育研究評議会の議長には、当該大学総括理事をもって充てることとすること。（国立大学法人法第21条第3項及び第5項関係）
- ス 大学総括理事を置く場合には、学長又は理事長が学校教育法第92条第3項に規定する職務を行う国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに国立大学法人法第23条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を任命し、免職し、又は降任するときは、当該国立大学の職務を行う大学総括理事の申出に基づき行うものとすること。（国立大学法人法第35条関係）
- ② 理事に学外者を2人以上含まれるようにしなければならないこととすること等
- ア 理事の員数が4人以上である国立大学法人において、学長又は理事長が理事を任命するに当たっては、学外者（その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者をいう。以下同じ。）が2人以上（学外者が学長又は理事長に任命されている場合は1人以上）含まれるようにしなければならないこととすること。（国立大学法人法第14条第2項関係）
- イ アについては大学共同利用機関法人に準用することとすること。（国立大学法人法第26条関係）
- ウ 理事の員数が4人以上である国立大学法人が、1人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対する別表第一の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とすることとすること。（国立大学法人法別表第一備考第4号関係）
- エ 大学共同利用機関法人が1人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対する別表第二の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。（国立大学法人法別表第二備

考関係)

- ③ 国立大学法人評価委員会が、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条第 2 項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、国立大学法人が設置する国立大学に係る認証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請するものとすること。（国立大学法人法第 31 条の 3 第 2 項関係）
- ④ 文部科学大臣は、2 以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものと、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定できることとすること。（国立大学法人法第 34 条の 9 関係）
- ⑤ 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成 24 年度の一般会計補正予算（第 1 号）により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第 22 条第 1 項第 7 号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならないこととすること。（国立大学法人法附則第 23 条関係）
- ⑥ 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とすること。（国立大学法人法別表第一関係）

2. 留意事項

- ① 今般の改正により、国立大学法人が二以上の国立大学を設置することができることとなるが、この「一法人複数大学制度」の活用により、複数の大学の資金や人材、組織等を共有することによって一定規模の教育研究資源を確保し、それを効率的・効果的に利活用することで、法人の経営力の向上や大学の教育研究の質の向上を図ることが期待されること。また、当該制度を活用するに当たっては、関係大学はもとより、地元自治体等の関係者の理解を十分に得て進めるべきであること。
- ② 大学の長としての職務を行う大学総括理事を置いた場合であっても、法律上、大学総括理事を役員とすることにより法人運営に携わらせるような体制とするとともに、学長又は理事長と大学総括理事が必ず経営協議会及び教育研究評議会いずれの構成員ともなるような措置を行ったところである。法人の運営に当たっては、このような趣旨を踏まえ、大学総括理事を置いた場合であっても、法人経営と大学の教育研究の方向性が合致するよう経営と教学の一体性が確保されるよう努めること。
- ③ 理事長及び大学総括理事を置くことについては、学長選考会議が判断する

こととなり、学長選考会議の法定された役割が追加されるため、学長選考会議に関する学内規程等を適切に見直す必要があること。また、学長選考会議においては、理事長及び大学総括理事を置くこととするかどうかなど各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方について十分に検討する必要があること。さらに、学長選考会議においては理事長及び大学総括理事を置くこととする理由を公表するよう努めること。

- ④ 学長選考会議の判断により、学長の任期が残る中で新たに大学総括理事を置くことも可能であるが、それに伴い現在の学長が理事長となる場合には、第 17 条の規定に基づく学長の解任が必要となること。
- ⑤ 大学総括理事を置くこととした場合、現在の学長が学長選考会議の判断により引き続き理事長となること及び、新たな学長又は理事長の判断により大学総括理事となることも可能であるが、その場合の任期は、現在の学長の任期とは関係なく、新たに理事長、大学総括理事としての任期となること。
- ⑥ 学長と、今回の改正により新設される役員である理事長及び大学総括理事については、実際の運用において混乱や誤解が生じないよう、各法人において適切な通称を用いることも考えられること。
- ⑦ 1. ①アのとおり、理事長の任命については、第 12 条の規定に基づき、学長と同様、国立大学法人の申出に基づき、文部科学大臣が行うこととなり、その申出は学長選考会議の選考により行うものとされる。学長選考会議においては、学長の選考の場合はもとより、理事長の選考の場合にも、適切な方法により、主体的な選考を行うこと。その際、各法人のミッションや特性を踏まえた学長等に必要とされる資質・能力に関する客観基準により、上記法の規定に則り意向投票によることなく、学長選考会議の権限と責任において適正に選考を行うとともに、選考結果、選考過程及び選考理由を公表すること。
- ⑧ 大学総括理事については、学長又は理事長が、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て任命することとされているが、その選考に当たっても、⑦と同様の考え方で適正に選考・公表を行うこと。また、学長選考会議は、③のとおり、自らが大学総括理事を置くことを判断したという経緯を踏まえ、当該大学総括理事の候補者案が当該判断に照らして適当か否か等について適切に意見を述べること。
- ⑨ 1. ①スのとおり、学長又は理事長が、大学総括理事が職務を行う大学の副学長や学部長等の任命等を行うに当たっては、当該大学総括理事の申出に基づくこととされており、大学総括理事は自らの権限と責任においてそれぞれの職にふさわしい者を選任し申出を行うこと。また、大学の事務職員についても学長又は理事長が任命等を行うこととなるが、①の趣旨を踏まえ、十分に大学総括理事と意思疎通を行うことが望ましいこと。
- ⑩ 1. ①アのとおり、第 21 条第 2 項の規定に基づき、大学総括理事が置かれ

ている場合でも、法人の長たる学長又は理事長が教育研究評議会の評議員となるが、大学総括理事は教育研究評議会の議長として会議を主宰することとされており、大学総括理事が主体的に教育研究評議会を運営すること。他方、学長又は理事長は、法人の長として、教育研究評議会において他の評議員に対し説明責任を果たすことや、他の評議員と意見や議論を直接交わすことで、法人経営の方向性を共有し、経営と教学の一体性が十分に確保されるようすること。その際、法人の長に期待される職責や業務に鑑みれば、法人運営の機動性や効率性が損なわれないようにする必要もあり、経営と教学の一体性の確保を基本としつつ、教育研究評議会の柔軟な運用や審議方法の工夫が行われることが望ましいこと。

- ⑩ 附則第23条の規定に基づき国庫納付の対象となる平成24年度の一般会計補正予算（第1号）については、各国立大学法人において第22条第1項第7号に規定する業務に充てられているが、当該業務の遂行に当たっては、各国立大学法人に設置された外部有識者等からなる委員会を適切に活用するなど定期的な監督を行い、出資金の毀損の回避に努めること。また、当該業務に充てられていない平成24年度の一般会計補正予算（第1号）については、当該業務の状況を踏まえつつ今後の執行見込等について十分に検討し、定期的に報告すること。

第三 私立学校法（昭和24年法律第270号）の一部改正

1. 改正の概要

① 学校法人の責務

ア 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならないこととすること。（私立学校法第24条関係）

② 役員の職務及び責任の明確化等

<特別の利益供与の禁止>

ア 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととすること。（私立学校法第26条の2関係）

<理事・理事会制度の改善>

イ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこととすること。（私立学校法第36条第7項関係）

ウ 民事保全法（平成元年法律第91号）第56条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならないこととすること。また、本規定に違反して

行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は無効とするが、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）第80条関係）

エ 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第82条関係）

オ 理事は、以下に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬこととともに、理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするときには民法（明治29年法律第89号）第108条の規定は、当該承認を受けた取引については、適用しないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条関係）

- ・理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- ・理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。
- ・学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

カ 学校法人において、オの取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第92条関係）

キ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第85条関係）

＜監事制度の改善＞

ク 監事の職務として、理事の業務執行の状況を監査することを明確化すること。（私立学校法第37条第3項第3号関係）

ケ 第37条第3項第5号の規定に基づき、監事が理事会及び評議員会に報告するために必要があるときは、評議員会の招集に加え、理事会の招集を請求することができることとすること（私立学校法第37条第3項第6号関係）

コ 第37条第3項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事

会又は評議員会を招集することができることとすること。（私立学校法第37条第4項関係）

サ 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができるのこととすることとともに、この場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第103条関係）

シ 監事がその職務の執行について学校法人に対して以下に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないこととすること。（私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第106条関係）
・費用の前払の請求
・支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
・負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

＜評議員会制度の改善＞

ス 第41条第7項の規定にかかわらず、第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第103条第1項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決することとすること。（私立学校法第41条第9項関係）

セ 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないこととすること。（私立学校法第41条第10項関係）

ソ 事業に関する中期的な計画（以下「中期的な計画」という。）及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「役員報酬基準」という。）について、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならないこととすること。（私立学校法第42条第1項第2号及び第4号関係）

＜役員の学校法人及び第三者に対する損害賠償責任等＞

タ 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うこととすること。（私立学校法第35条の2関係）

チ 役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととすること。（私立学校法第44条の2第1項関係）

ツ 理事が第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項の規定に違反して自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属す

る取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、第44条の2第1項の損害の額と推定すること。（私立学校法第44条の2第2項関係）

テ 理事による自己又は第三者のための学校法人との取引又は学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における学校法人と当該理事との利益が相反する取引によって学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定すること。（私立学校法第44条の2第3項関係）

- ・自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をした理事
- ・学校法人が当該取引をすることを決定した理事
- ・当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

ト 役員の学校法人に対する損害賠償責任の免除等に関する所要の規定の整備に関する規定の整備を行ったこと。（私立学校法第44条の2第4項において準用する一般社団・財団法人法第112条～第116条関係）

ナ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととすること。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載、虚偽の登記又は虚偽の公告を行った理事、監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載を行った監事についても、これらの行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときを除き、同様に責任を負うこととすること。（私立学校法第44条の3関係）

ニ 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とすること。（私立学校法第44条の4関係）

③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ア 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第1項関係）

イ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、中期的な計画を作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第2項関係）

ウ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないこととすること。（私立学校法第45条の2第3項関係）

④ 財務書類等の公開等

ア 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととすること。（私立学校法第33条の2関係）

イ 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならないこと

とされている財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に加え、役員等名簿を新たに作成しなければならないこととすること。（私立学校法第47条第1項関係）

- ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員報酬基準を作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあっては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととすること。（私立学校法第47条第2項関係）
- エ 学校法人は、役員等名簿について閲覧の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、閲覧をさせることができることとすること。（私立学校法第47条第3項関係）
- オ 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定め、当該基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならないこととすること。（私立学校法第48条関係）
- カ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、以下に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、以下に定める事項を公表しなければならないこと。（私立学校法第63条の2関係）
 - ・第30条第1項若しくは第45条第1項の認可を受けたとき、又は同条第2項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
 - ・第37条第3項第4号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - ・第47条第1項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
 - ・第48条第1項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
- キ 学校法人の理事等が、寄附行為の備付けを怠り、若しくは正当な理由がないのに、寄附行為又は財産目録等の閲覧を拒んだときは、20万円以下の過料に処することとしたこと。（私立学校法第66条第2号、第3号及び第7号）

⑤清算人の選任

- ア 学校法人が第62条第1項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任することとすること。（私立学校法第50条の4第2項関係）

2. 留意事項

① 学校法人の責務

学校法人においては、私学団体が定める自主行動規範である「私立大学版ガバナンス・コード」等も踏まえ、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めること。

② 役員の職務及び責任の明確化等

<特別の利益供与の禁止>

ア 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等で、社会通念上不相当なものをいい、理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し、直接又は間接に特別な利益を与えることが禁止されるものであること。

<理事・理事会制度の改善>

イ 理事が学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないこととされているが、「著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること」とは、例えば、学校法人の出資先の倒産、重大な個人情報の漏洩、役員や職員の違法行為や信用失墜行為等により、学校法人が著しい損害を被るおそれがある場合が想定されること。

<監事制度の改善>

ウ 監事の選任については、評議員会の同意を得ることが必要であるが、理事長が選任するに当たっては、理事長の判断のみで選任するのではなく、最終的な意思決定機関である理事会における審議も踏まえて選任する又は監事を選任するための委員会を学校法人に設置するなど、選任手続きの透明性の確保に努めること。

また、監事に期待される役割に鑑み、監事は理事の配偶者又は三親等以内の親族以外の者から選任することが望ましいこと。

エ 監事の職務として、従前より学校法人の業務の監査が規定されていたが、理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から、監事の職務に「理事の業務執行の状況を監査すること」を追加したこと。

オ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては、法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、業務の継続性が保たれるよう、各監事の就任・退任時期を考慮すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等、監査の充実を図るための取組が期待されること。

<評議員会制度の改善>

カ 評議員会において、理事と兼務している評議員以外の評議員から意見を

引き出すよう工夫することや評議員に対し定期的に又は評議員会の前に情報を提供すること、監事が評議員会で意見を述べる機会を設けることなど、評議員会が活性化するよう努めること。

＜役員の善管注意義務＞

キ 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従うことを規定することにより、役員は学校法人に対して善管注意義務を負うことが明確化されたこと。

③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画

ア 予算については、施行日である令和2年4月1日までに、従前の規定通り、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で作成する必要があること。

イ 事業計画については、施行日である令和2年4月1日までに、従前の規定通り、あらかじめ評議員会の意見を聞くとともに、改正後の私立学校法の規定に基づき、文部科学大臣所轄法人は、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする事業計画については、認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

ウ 中期的な計画については、文部科学大臣所轄法人は、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聞くとともに、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえて作成することが必要であること。ただし、施行日以前に作成した令和2年3月31日以前を計画期間の始期とする中期的な計画については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこと及び認証評価結果を踏まえることを定める規定は適用されないこと。

中期的な計画の期間中に認証評価を再度受審した場合には、次年度の事業計画及び次期の中期的な計画等に適切に反映させる必要があること。

また、中期的な計画については、教学、人事、施設、財務等に関する事項について、中長期的視点で経営の計画を立てる必要がある観点から、原則として5年以上の期間とすること。詳細な内容や期間については、法人規模等に応じて法人において適切に判断すべきであるが、抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましいこと。

④ 財務書類等の公開等

ア 今回の改正は、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、従前より規定されている財務書類の作成及び事務所への備付けに加えて、閲覧開示書類及び対象者の拡大を行うとともに、文部科学大臣所轄法人については、財務書類等の公表を求めるものであること。

イ 今回の改正内容は、都道府県知事所轄法人に対して財務書類等の公表等を義務付けるものではないが、各学校法人においては、法律に規定する内

容に加え、設置する学校の規模等それぞれの実情に応じ、学内広報やホームページ等を通じた公表を行うなど、積極的な対応が期待されること。

ウ 役員報酬基準については、施行日である令和2年4月1日までに、改正後の私立学校法に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で作成する必要があること。

⑤ 清算人の選任

解散命令により学校法人が解散した場合には、所轄庁において利害関係人による申立てにより又は職権で、清算人を選任することとなるが、都道府県知事においては、学校法人制度や業務等に対する理解が深く、清算人の候補となり得る者の選定について、あらかじめ準備をしておくことが望ましいこと。

⑥ その他

ア 今回の改正により学校教育法に基づく学長の権限と、私立学校法に基づく理事会の権限との関係に変更を加えるものではないこと。

イ 各学校法人においては、外部理事の積極的な登用等の理事会制度の改善や監査体制の充実、評議員会の適切な構成等の評議員会制度の改善をはじめとする学校法人の管理運営制度の改善について、引き続き「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成16年7月23日付け16文科高第305号）を踏まえる必要があること。

第四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）の一部改正

1. 改正の概要

- ① 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第3条の目的を達成するため、国立大学法人等の運営基盤の強化を図るために必要な情報の収集及び分析等並びに内外の高等教育機関の入学資格及び学位等に関する情報の収集及び整理等を業務として追加すること。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第6号及び第7号関係）
- ② 国立大学法人評価委員会から、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請があったときは、認証評価の結果を踏まえて評価を行うものとすること。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第3項関係）

2. 留意事項

- ① 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析等に関する業務については、例えば、各国立大学法人等がより質の高い教育研究活動を行う観点からの経営判断に資する指標の作成等を行うこと

となるが、これらの活動を行うためには必要な情報を国立大学法人等から収集することとなるため、その情報の収集に当たっては国立大学法人等の負担軽減に努めること。

また、情報の効率的かつ効果的な収集、分析等を行う観点から、必要に応じて関係機関と連携するとともに、提供した情報が各国立大学法人等において、学内における戦略的な資源配分や他大学等との連携等に活用されているか等その効果を把握・検証し、その結果に基づく適切な改善を行うことを通じて、効果的な情報の提供に努めること。

内外の高等教育機関の入学資格、学位等に関する情報の収集、提供等に関する業務については、内外の大学や関係機関から、大学や関係機関、高等教育の資格等について情報の収集を行うこととなるため、これらの情報の収集に当たっては大学等の負担軽減に努めること。

また、提供した情報が内外の大学や関係機関、学生等の利用者によって、高等教育の資格の円滑な承認に活用されているか等その効果を把握・検証し、その結果に基づく適切な改善を行うことを通じて、効果的な情報提供に努めること。

② 国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うに当たっては、認証評価に用いた資料やデータを活用することや両評価に共通する項目について認証評価の結果を活用すること等により、評価を受ける大学の負担軽減に努めること。

また、評価の実効性を高めるため、認証評価と国立大学法人評価との連携を十分に図ること。

第五　学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第10号）について

① 第二の1. ⑤における「政令で定める金額」は、平成24年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とすること。（国立大学法人法施行令附則第18条第1項関係）

② 第二の1. ⑤における「政令で定めるところ」として、以下のとおり定めること。

- ・国立大学法人法附則第23条第1項の規定による納付金は、一般会計に帰属すること。
- ・文部科学大臣は、附則第23条第2項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならないこと。

- ・国立大学法人は、上記の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならないこと。（国立大学法人法施行令附則第18条第2項から第4項まで関係）

第六 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第2号）について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成15年文部科学省令第59号）第1条の4に規定する業務方法書に記載すべき事項について、「学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）」の公布に伴い改正された以下の事項について記載すること。

- ①機構法第16条第1項第6号に規定する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関する事項
- ②機構法第16条第1項第7号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項

第七 施行期日

改正法は、令和2年4月1日から施行するものとすること。ただし、第二の1. ⑤、第四の1. ①に規定する事項は、改正法の公布の日から施行するものとすること。（改正法附則第1条）

また、「学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第10号）」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第2号）」は、それぞれ公布の日から施行するものとすること。

添付資料

【別添 1-1】学校教育法等の一部を改正する法律 要綱

【別添 1-2】学校教育法等の一部を改正する法律 条文・理由

【別添 1-3】学校教育法等の一部を改正する法律 新旧対照表

【別添 1-4】学校教育法等の一部を改正する法律 参照条文

【別添 1-5】学校教育法等の一部を改正する法律 読替え表

【別添 2-1】学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 要綱

【別添 2-2】学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 条文・理由

【別添 2-3】学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照表

【別添 3】独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令 条文

【問合せ先】

○学校教育法の一部改正、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令関係

高等教育局高等教育企画課企画係

電話：03-5253-4111（内線 3681）

E-mail : koutou@mext.go.jp

○国立大学法人法の一部改正及び学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令関係

(国立大学法人関係)

高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3753）

E-mail : hojinka@mext.go.jp

(大学共同利用機関法人関係)

研究振興局学術機関課企画指導係

電話：03-5253-4111（内線 4295）

E-mail : gakkikan@mext.go.jp

○私立学校法の一部改正関係

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2531）

E-mail : sigakugy@mext.go.jp

学校教育法等の一部を改正する法律 要綱

第一 学校教育法の一部改正

一 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととすること。
(第一百九条第五項関係)

二 文部科学大臣は、大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとすること。

第二 国立大学法人法の一部改正

一 大学総括理事の新設等

1 国立大学法人が設置する国立大学の全部について2に規定する大学総括理事を置く場合にあつては
、当該国立大学法人に、役員として、その長である理事長を置くものとすること。

(第十条第一項関係)

2 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情

がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる」とすること。

（第十条第三項関係）

3 理事長及び大学総括理事の職務及び権限、任命、任期並びに解任等に関する規定の整備を行うこと。

（第十一条第二項及び第五項、第十三条の二、第十五条第三項並びに第十七条第六項及び第七項関係）

二 理事に学外者を二人以上含まるようにしなければならないこととすること等

1 理事の員数が四人以上である国立大学法人（学外者（その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者をいう。以下同じ。）が学長に任命されているものを除く。）において、学長が理事を任命するに当たっては、学外者が二人以上含まるようにしなければならないこととすること。

（第十四条第二項関係）

2 理事の員数が四人以上である国立大学法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対する別表第一の適用については、それぞれ当該各

項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とすることとすること。

（別表第一備考第四号関係）

三 国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第二百四十四号）第六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る認証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請することとする。

（第三十一条の三第二項関係）

四 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものと、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定できることとすること。

（第三十四条の九関係）

五 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二

十二条第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならないこととすること。

（附則第二十三条関係）

六 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とすること。

（別表第一関係）

第三 私立学校法の一部改正

一 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならないものとすること。 （第二十四条関係）

二 役員の職務及び責任並びに理事会及び評議員会の議事等に係る規定を整備すること。

（第三十五条の二等関係）

三 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、認証評価の結果を踏まえ、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないものとすること。

（第四十五条の二関係）

四 寄附行為、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対

する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）の備置き及び閲覧並びに文部科学大臣が所轄
庁である学校法人の財産目録等の公表等に係る規定を整備すること。

（第三十三条の二、第四十七条及び第六十三条の一関係）

五　学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で
、清算人を選任するものとすること。

（第五十条の四関係）

第四　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

一　国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加すること。

（第十六条第一項第六号及び第七号口関係）

二　国立大学法人評価委員会から、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請があった
ときは、認証評価の結果を踏まえて評価を行うこととすること。
（第十六条第三項関係）

第五　施行期日等

一　この法律は、一部を除き、平成三十二年四月一日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとすること。

（附則第二条から第十三条まで関係）

その他関係法律の一部を改正すること。

第六 関係法律の一部改正

学校教育法の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の二中「この条及び第一百九条第三項において」を削る。

第一百九条第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第四項中「いう。」の下に「以下この条及び」を加え、同条に次の三項を加える。

第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対

し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

（国立大学法人法の一部改正）

第二条 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に、「第三十四条の八」を「第三十四条の九」に、「第三十四条の九」を「第三十四条の十」に改める。

第十条第一項中「学長」の下に「（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

3 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務（以下「大学の長としての職務」という。）を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる。

4 国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第十一条第一項中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務」を「大学の長としての職務（大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事の職務に係るものとすく。）」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。
第十一条第二項第二号中「承認」の下に「（第十三条の二第一項及び第十七条第六項の承認を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を總理する。

第十三条第一項中「理事」の下に「（大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項

において同じ。）」を加える。

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 大学総括理事は、第十二条第七項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、

及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。

2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。

3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十四条中「でない者」の下に「（以下「学外者」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（学外者が学長に任命されているものを除く。）の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

第十五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 大学総括理事の任期は、六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人

の規則で定める。ただし、大学総括理事の任期の末日は、当該大学総括理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

第十七条に次の二項を加える。

6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

7 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条第六項」と読み替えるものとする。

第二十条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

第二十一条第一項中「国立大学法人に、」の下に「当該国立大学法人が設置する国立大学」とに当該」を加え、同条第二項第二号中「学長」の下に「（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総

括理事を置く場合にあつては、学長又は当該大学総括理事）」を加え、同項第四号中「学長」の下に「（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。）」を加え、同条第三項中「ほか」の下に「、当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては当該大学総括理事を」を加え、「置く場合にあは、」を「置く場合にあつては」に改め、同条第四項第一号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同項第二号中「前条第四項第二号」を「前条第五項第二号」に改める。

第二十六条中「から第十九条まで」を「、第十三条、第十四条、第十五条（第三項を除く。）、第十六条、第十七条（第六項及び第七項を除く。）、第十八条及び第十九条」に改め、「大学共同利用機関」と「」の下に「、第十三条第一項中「理事（大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。）」とあるのは「理事」と、第十四条第二項中「別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項」とあるのは「別表第二」と」を加える。

第三十一条の三第四項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の

一項を加える。

2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たつては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第一百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 指定国立大学法人等

第三十四条の九を第三十四条の十とし、第五章中第三十四条の八の次に次の二条を加える。

(二)以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例)

第三十四条の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものと、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

2 第三十四条の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の五から

前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第三十五条の表第十四条第一項の項中「学長（）」の下に「当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては理事長とし、」を加え、「機構長」を「機構長とする」に改め、同表第十五条第二項、第十六条、第二十四条、第二十五条及び第二十六条の項中「、第二十五条及び第二十六条」を「及び第二十五条」に改め、同項の次に次のように加える。

第一十六条

法人の長が任命する

学長が任命する。ただし、国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行う

国立大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の

長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに国立大学法人法第二十三条の規定により当該国立大学に附属して設置される同条に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を任命し、免職し、又は降任するときは、当該大学総括理事の申出に基づき行うものとする

第三十五条の表第三十九条第三項の項中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に改める。

第四十条第一項第四号中「第十二条第五項若しくは第六項」を「第十二条第七項若しくは第八項」に改め、同項第五号中「、同項」を「同項」に改め、「第三十四条の五第一項」の下に「、指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二条第一項及び第三十四条の九第二項において準用する第三十四条の五第一項」を加え、同項第十号中「第三十四条の九第二項」を「第三十四条の十第二項」に改め、同条第二項中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条第一項中「整備法」を「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号。以下「整備法」という。）」に改める。

附則第四条並びに第六条第一項及び第四項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

附則第九条第一項中「（附則第十一条第一項において「旧特別会計」という。）」を削る。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附則第十四条第一項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）」に改める。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条に見出しつして「（旧設置法に規定する大学等に関する経過措置）」を付し、同条第一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改め、同条第二項中「旧設置法」の下に

「（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）をいう。附則別表において同じ。）」を加える。

附則第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

附則第二十二条中「附則第二条及び第四条から前条まで」を「附則第四条から第六条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十条まで」に改める。

附則に次の二条を加える。

（国立大学法人の納付金等）

第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二条第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要ないと認められるものに相当す

る金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定により同項に規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。

附則別表第一中「附則第二条、」を削り、同表を附則別表とする。

附則別表第二及び附則別表第三を削る。

別表第一国立大学法人岐阜大学の項を削り、同表国立大学法人名古屋大学の項を次のように改める。

国立大学法人東海国立大学機構	
岐阜大学	愛知県
名古屋大学	
	八

別表第一備考に次の一号を加える。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とする。

別表第二に次のように加える。

備考 この表の各項の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該大学共同利用機関法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」とする。

（私立学校法の一部改正）

第三条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十三条」に、「第二十五条」を「第二十四条」に、「第三節 管理（第

「第三節 管理

第一款 役員及び理事会（第三十五条—第四十条の五）

第二款 評議員及び評議員会（第四十一条—第四十四条）

三十五条—第四十九条）」を

第三款 役員の損害賠償責任（第四十四条の二—第四十四条の四）

第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十

に、「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

五条の二—第四十九条）」

第十八条から第二十四条までを削り、第二章中第十七条の次に次のように加える。

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章第一節中第二十五条の前に次の二条を加える。

(学校法人の責務)

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第二十九条の見出しを「（一般社団・財団法人法の規定の準用）」に改め、同条中「平成十八年法律第四十八号」の下に「。以下「一般社団・財団法人法」という。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

第三十三条の二中「備え置かなければ」を「備えて置かなければ」に改め、同条を第三十三条の三とする。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第三十四条の見出しを「（一般社団・財団法人法の規定の準用）」に改め、同条中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を「一般社団・財団法人法」に改める。

第三章第三節中第三十五条の前に次の款名を付する。

第一款 役員及び理事会

第三十五条の次に次の一条を加える。

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に關する規定に従う。

第三十六条に次の二項を加える。

7 理事会の議事について特別の利害關係を有する理事は、議決に加わることができない。

第三十七条の見出しを「（役員の職務等）」に改め、同条第三項第六号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「対して」の下に「理事会及び」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二号」を「から第三号まで」に、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は財産」を「若しくは財産の状況又は理事の業務執行」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

第三十七条に次の二項を加える。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から一週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は

、理事会又は評議員会を招集することができる。

第三十八条第五項中「（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）」を削る。

第四十条の五を次のように改める。

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第一百三条及び第一百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員（監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第一百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第四十条の五の次に次の款名を付する。

第二款 評議員及び評議員会

第四十一条に次の二項を加える。

9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第一百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条第一項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

第四十二条第一項第二号を削り、同項第一号中「予算、」を削り、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画

二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

第四十四条の次に次の一款及び款名を加える。

第三款 役員の損害賠償責任

(役員の学校法人に対する損害賠償責任)

第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項

第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十一条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十一条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十三条第一項 第二号	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第一百四条第一項	理事（当該責任を負う理事を除く。）	理事会の決議 の過半数の同意（理事会設置一般社団

第一百四十二条第二項	、同項	法人にあつては、理事会の決議)	及び同項				
第一百四十三条第三項	場合及び当該責任の免除	限る。)についての理事の同意を得る	限る。)				
第一百四十四条第一項	同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議	理事会の決議				
第一百四十五条第一項	議決権を有する社員	評議員	評議員				
第一百四十六条第一項	理事會の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する	私立学校法第四十四条の二第一項	私立学校法第四十条の五において準用			

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員の連帯責任)

第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四款 寄附行為変更の認可等

第四十五条の見出しを削る。

第四十五条の次に次の款名及び一条を加える。

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たつては、学校教育法第百九条第二項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

第四十七条第一項中「以内に」の下に「、文部科学省令で定めるところにより、」を加え、「及び事業

報告書」を「、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）」に改め、同条第二項中「及び第三十七条第三項第三号」を「、第三十七条第三項第四号」に、「（第六十六条第四号において」を「及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下）に改め、「いう。）を」の下に「、作成の日から五年間、」を加え、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から」を削り、「あつた場合」の下に「（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

第四十九条を削り、第三章第三節中第四十八条を第四十九条とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（報酬等）

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額

なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

第五十条の四中「決定」の下に「及び第六十二条第一項の規定による解散命令」を加え、同条に次の二項を加える。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

第三章第五節中第六十三条の次に次の二条を加える。

(情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容

二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容

四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第六十五条の三中「第一号から第三号まで、」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「、第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「第四項」の下に「（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「第五十条の四第二項」を加える。

第六十六条中第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

第六十六条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「同項第三号」を「第十六条第一項第三号及び第六号」に改める。

第十六条第一項第六号を次のように改める。

六 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと。

第十六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 次に掲げる情報の収集、整理及び提供を行うこと。

イ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報

ロ 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報

ハ 大学における各種の学習の機会に関する情報

第十六条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次

の一項を加える。

3 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第二項の規定による評価委員会からの要請があつた場合には、当該国立大学に係る学校教育法第一百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて前項の規定による評価を行うものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中国立大学法人法附則に一条を加える改正規定、第四条中独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第三条の改正規定及び同法第十六条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項及び第四項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（学長となるべき者の指名等に関する特例）

第二条 第二条の規定による改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人岐阜大学及び国立大学法人名古屋大学（以下それぞれ「岐阜大学法人」及び「名古屋大学法人」という。）が協議して定める

規程（以下「合同学長選考会議規程」という。）により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた学長選考会議（国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議をいう。以下この項において同じ。）の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議（以下「合同学長選考会議」という。）を設けることができる。

2 文部科学大臣は、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから選考された者について、合同学長選考会議の申出があつた場合には、その者を当該申出に基づき、第二条の規定による改正後の同法（以下「新国立大学法人法」という。）別表第一に規定する国立大学法人東海国立大学機構（以下「東海国立大学機構」という。）の学長（東海国立大学機構が設置する国立大学の全部について新国立大学法人法第十条第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあつては、理事長。以下この条において同じ。）となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合には、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、東海国立大学機構の学長となるべき者として指名するものとする。

3 前項の規定により指名された学長となるべき者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に

おいて、新国立大学法人法の規定により、東海国立大学機構の学長に任命されたものとする。

4 名古屋大学法人の学長の任期は、第一項の規定により東海国立大学機構の学長となるべき者が指名されたときは、国立大学法人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

5 合同学長選考会議は、施行日前においても、新国立大学法人法第十条第三項の規定の例により、東海国立大学機構に大学総括理事を置くことを定め、同条第四項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

6 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、国立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は

、合同学長選考会議の委員の総数の二分の一以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は

、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

（岐阜大学法人の解散等）

第三条 岐阜大学法人は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において東海国立大学機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に岐阜大学法人が有する権利のうち、東海国立大学機構がその業務を確實に実施するため必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 岐阜大学法人の平成三十一年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）における業務の実績については、東海国立大学機構が国立大学法人法第三十一条の二第一項第二号に規定する評価を受けるものとする。この場合において、新国立大学法人法第三十一条の三第三項の規定による通知及び勧告は、東海国立大学機構に対してされるものとする。

5 岐阜大学法人の最終事業年度に係る準用通則法（新国立大学法人法第三十五条において準用する独立行

政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。第十項において同じ。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書、決算報告書（同項において「財務諸表等」という。）の作成等については、東海国立大学機構が行うものとする。

6 岐阜大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、東海国立大学機構が行うものとする。

7 東海国立大学機構の施行日を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標（以下この条において単に「中期目標」という。）の期間に係る同法第三十一条の二第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 東海国立大学機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法第三十条の二第一項に規定する評価（同項第二号及び第三号に掲げる事業年度に係るものに限る。）については、岐阜大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

9 岐阜大学法人の積立金の処分は、施行日の前日において岐阜大学法人の中期目標の期間が終了したもの

として、東海国立大学機構が行うものとする。

10 第五項、第六項及び前項の規定により東海国立大学機構が行うものとされる岐阜大学法人の行つた事業に係る財務諸表等の作成等、利益及び損失の処理並びに積立金の処分の業務については東海国立大学機構の行つた事業に係るこれらの業務とみなして、新国立大学法人法第十一条、第二十条第五項、第三十二条、第三十六条及び第四十条並びに準用通則法第三十八条、第三十九条及び第四十四条（第一項ただし書、第三項及び第四項を除く。）の規定を適用する。この場合において、新国立大学法人法第三十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「国立大学法人東海国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行の日を含む」と、「当該次の」とあるのは「当該」と、準用通則法第三十八条第一項中「毎事業年度、」とあるのは「岐阜大学法人（学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）附則第二条第一項に規定する岐阜大学法人をいう。以下同じ。）の最終事業年度（同法附則第三条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）の」と、「当該事業年度」とあるのは「当該最終事業年度」と、同条第二項中「事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、準用通則法第四十四条第一項中「毎事業年度、」とあるのは「岐阜大学法人の最終事業年度の」と、同条第二項

中「毎事業年度」、とあるのは「岐阜大学法人の最終事業年度の」と、「前項の規定による積立金」とあるのは「最終事業年度より前の事業年度において岐阜大学法人が積み立てた積立金」とする。

11 第一項の規定により岐阜大学法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（東海国立大学機構への出資）

第四条 前条第一項の規定により東海国立大学機構が岐阜大学法人の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、東海国立大学機構が承継する資産の価額（同条第十項の規定により読み替えて適用される新国立大学法人法第三十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるとき、又は政府以外の者から岐阜大学法人に出えんされた金額があるときは、それぞれ当該金額に相当する金額の合計額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から東海国立大学機構に対し出資されたものとする。この場合において、東海国立大学機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産のうち、土地については、東海国立大学機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で国立大学法人法附則第九条第三項に規定する文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき

旨の条件を付して出資されたものとする。

- 3 第一項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（岐阜大学法人が設置する大学に関する経過措置）

第五条 岐阜大学法人が設置する岐阜大学は、この法律の施行の時において、東海国立大学機構が設置する岐阜大学となるものとする。

（名古屋大学法人に関する経過措置）

第六条 名古屋大学法人は、この法律の施行の時において、東海国立大学機構となるものとする。

第七条 施行日の前日において名古屋大学法人が国立大学法人法第三十四条の四に規定する指定国立大学法人として指定されているときは、東海国立大学機構が設置する名古屋大学は、施行日において新国立大学法人法第三十四条の九第一項に規定する指定国立大学として指定されたものとみなす。

（東海国立大学機構の理事又は監事の任命に関する経過措置）

第八条 岐阜大学法人の役員であつた者（理事又は監事であつた者にあつては、その最初の任命の際現に岐

阜大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。）が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事に任命される場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。

2 名古屋大学法人の理事又は監事であつた者（その最初の任命の際現に名古屋大学法人の役員又は職員でなかつた者であつて、かつ、施行日の前日に岐阜大学法人の役員であつた者（その最初の任命の際現に岐阜大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。）又は職員であつた者に限る。）が、引き続き東海国立大学機構の理事又は監事である場合における新国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に東海国立大学機構の役員又は職員である者とみなす。この場合において、新国立大学法人法第十五条第五項後段の規定は、適用しない。

（私立学校法の一部改正に伴う準備行為）

第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法（以下「新私立学校法」という。）第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行

うことができる。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 新私立学校法第三十七条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用し、同日前に始まる会計年度に係る監査報告書については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第四十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業に関する中期的な計画について適用する。

3 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

4 新私立学校法第四十五条の二第三項の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画及び事業に関する中期的な計画について適用する。

5 新私立学校法第四十七条の規定は、平成三十一年四月一日以後に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する財産目録等について適用し、同日前に始まる会計年度に係る第三条の規定による改正前の私立学校

法第四十七条第二項に規定する財産目録等については、なお従前の例による。

6 新私立学校法第五十条の四の規定にかかわらず、施行日前に私立学校法第六十二条第一項の規定により解散が命じられた場合の清算人の選任については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の項中「第一号から第三号まで、」を削り、「及び第六号を除き」を「に係る部分に限り」に改め、「、第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、「第四項」の下に「（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）

、第五十条の四第二項」を加える。

（社会教育法の一部改正）

第十五条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「学長」の下に「若しくは理事長」を加える。

（私立学校振興助成法の一部改正）

第十六条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項及び第二条の二第三項中「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正）

第十七条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第二百三十九号）の一部

を次のように改正する。

第五条の見出し中「適格認定等」を「認証評価等」に改め、同条第一項中「（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「ついて」の下に「、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による」を加え、「学校教育法」を「同法」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を削る。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律等の一部改正）

第十八条 次に掲げる法律の規定中「学長」の下に「又は理事長」を加える。

- 一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第一条第二項
 - 二 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十九条第一項
 - 三 サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十三条第一項
- （沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第十九条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十七条第三項第四号」を「第三十七条第三項第五号」に、「又は財産」を「若しくは財産又は理事の業務執行」に改める。

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「第九十三条の規定による改正後の」を削り、「（以下この条において「新大学法人法」という。）第十二条第四項、第五項、第七項及び第八項」を「第十二条第六項、第七項、第九項及び第十項」に、「並びに新大学法人法」を「並びに同法」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

理 由

大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律 新旧対照表

目 次

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）〔第一条関係〕	2
○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）〔第二条関係〕	5
○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）〔第三条関係〕	5
○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）〔第四条関係〕	46
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）〔附則第十四条関係〕	30
○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）〔附則第十五条関係〕	51
○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）〔附則第十六条関係〕	52
○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）〔附則第十七条関係〕	53
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）〔附則第十八条関係〕	55
○いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）〔附則第十八条関係〕	56
○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第一百四号）〔附則第十八条関係〕	57
○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）〔附則第十九条関係〕	59
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）〔附則第二十条関係〕	60

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行（平成三十一年四月一日施行）
<p>第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第一百八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第一百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、</p>	<p>第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第一百八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第一百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第一百九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、</p>

文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行なう認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。

⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等の状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

⑥ 大学は、教育研究等の状況について大学評価基準に適

文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行なう認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。

（新設）

（新設）

合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

（新設）

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）〔第二条関係〕

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	現 行
目次			
第一章～第四章	(略)	第一章～第四章	(略)
第五章 指定国立大学法人等 (第三十四条の四～第三十 四条の九)		第五章 指定国立大学法人 (第三十四条の四～第三十 四条の八)	
第六章 雜則 (第三十四条の十一～第三十七条)		第六章 雜則 (第三十四条の九～第三十七条)	
第七章 (略)		第七章 (略)	
附則		附則	
(役員)		(役員)	
第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である 学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部に ついて第三項に規定する大学総括理事を置く場合にあ つては、理事長。次条第一項並びに第二十一条第二項 第四号、第三項及び第五項を除き、以下同じ。）及び 監事二人を置く。		第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である 学長及び監事二人を置く。	
2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一 の第四欄に定める員数以内の理事を置く。		2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一 の第四欄に定める員数以内の理事を置く。	
3 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合そ の他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある 場合には、第十二条第二項に規定する学長選考会議の 定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置 する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和 二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定す	(新設)		

			る職務（以下「大学の長としての職務」という。）を行ふ理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる。
4	（新設）	（役員の職務及び権限）	国立大学法人は、前項の規定により大学総括理事を置くこととするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
3	（新設）	（役員の職務及び権限）	第十一條 学長は、大学の長としての職務（大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事の職務に係るもの）を除く。）を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
2	（新設）	（役員の職務及び権限）	第十一條 学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
1			第十一条 学長は、大学の長としての職務（大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事の職務に係るもの）を除く。）を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。
2			学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。 一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項
3			学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。 一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項
4			二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認（第十三条の二第一項及び第十七条第六項の承認を除く。）を受けなければならない事項
5			三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 五 その他役員会が定める重要な事項

			4	理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。	
5	大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。	6	（略）	（略）	
3	第十三条 理事（大学総括理事を除く。次項、第十五条第二項及び第十七条第五項において同じ。）は、前条第七項に規定する者の中から、学長が任命する。	2	第十三条 理事は、前条第七項に規定する者の中から、学長が任命する。	3	理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。（新設）
2	2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。	2	2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。	4	（新設）
3	第十三条の二 大学総括理事は、第十二条第七項に規定する者のうちから、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、学長が任命する。ものとする。	3	前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。	5	大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。
○	○ 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	6	（略）	（略）	

2	別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人（学外者が学長に任命されているものを除く。）の理事の任命に関する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。	2	第三項の規定により役員を解任するに当たつては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が含まれるようになければならない。	2	第三項の規定により役員を解任するに当たつては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。	第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たつては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が含まれるようになければならない。
3	（役員の任期） 第十五条 (略)	3	（役員の任期） 第十五条 (略)	3	（役員の任期） 第十五条 (新設)	第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たつては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。
4	（役員の解任） 第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。	4	（役員の解任） 第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。	4	（役員の解任） 第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。	第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たつては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。
5	（略）	5	（略）	5	（略）	（新設）
6	第二項及び第三項の規定により学長が行う大学総括（新設）	6				

理事の解任は、学長選考会議の意見を聴き、及び文部科学大臣の承認を得て、行うものとする。

7 第十三条の二第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の解任について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十七条第六項」と読み替えるものとする。

(経営協議会)

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

前項各号に掲げる者のほか、大学総括理事を置く場合には、当該大学総括理事を委員とする。

4 経営協議会の委員の過半数は、第二項第三号の委員でなければならない。
5 (略)

(教育研究評議会)

第二十一条 国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する

(新設)

(経営協議会)

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

(新設)

4 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。
5 (略)

(教育研究評議会)

第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会

重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

二 学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行なう大学総括理事を置く場合にあっては、学長又は当該大学総括理事）が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。）が指名する職員

3 前項各号に掲げる者のほか、当該国立大学に係る大學の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては当該大学総括理事を、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。

4 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項（前条第五項第一号に掲げる事項を除く。）

二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第五項

を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから副学長が指名する者）を評議員とする。

4 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）

二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項

第二号に掲げる事項を除く。)

三（九）（略）

5 教育研究評議会に議長を置き、学長をもつて充てる。

6 （略）

（国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用）

第二十六条 第十二条、第十三条、第十四条、第十五条
（第三項を除く。）、第十六条、第十七条（第六項及

び第七項を除く。）、第十八条及び第十九条の規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二条第二項第一項第一号中「第二十条第二項第三号」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二条第二項第一号中「第二十条第二項第三号」とあるのは「第二十七條第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一條第二項第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一條第二項第三号又は第四号」とあるのは「第二十八条第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。

第二号に掲げる事項を除く。)

三（九）（略）

5 教育研究評議会に議長を置き、学長をもつて充てる。

6 （略）

（国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用）

第二十六条 第十二条から第十九条までの規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。

この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二条第二項第一号中「第二十条第二項第三号」とあるのは「第二十七條第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一條第二項第三号又は第四号」とあるのは「第二十八条第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は

、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあつては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならず、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価にあつては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行わなければならない。

2 |
3 | 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たつては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

2 |
3 | 評価委員会は、前条第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つた場合にあつては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会（第五項及び次条において「評価制度委員会」という。）に対して、その評価の結果を通知しな

、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあつては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならず、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価にあつては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行わなければならない。
(新設)

2 |
3 | 評価委員会は、前条第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つた場合にあつては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会（第四項及び次条において「評価制度委員会」という。）に対して、その評価の結果を通知しな

ければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

(略)

評価制度委員会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

第五章 指定国立大学法人等

(二以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例)

第三十四条の九 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定することができる。

2 第三十四条の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の五から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第四項及び前条第二項中「指定国立大学法

ければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

(略)

第五章 指定国立大学法人

(新設)

人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の五第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

(違法行為等の是正)
第三十四条の十 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二项、第二十六条、第二十八条、第二十八条の四、第三十一条、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十一条第一項の規定を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「国立大学法人等は」と、「中期目標管理法人と」とあるのは「国立大学法人等と」と、「中期目標管理法人が」とあるのは「国立大学法人役職員」とあるのは「国立大学法人等役職員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

(違法行為等の是正)
第三十四条の九 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十一条の五、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二项、第二十六条、第二十八条、第二十八条の四、第三十一条、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十一条第一項の規定を除く。）中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「国立大学法人等は」と、「中期目標管理法人と」とあるのは「国立大学法人等と」と、「中期目標管理法人が」とあるのは「国立大学法人役職員」とあるのは「国立大学法人等役職員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	(略)	第十四条第一項 長（以下「法人の長」という。）	(略)	(略)	第十五条第二項 法人の長
	読み替えられる字句	(略)	学長（当該国立大学法人が設置する国立大学の全部について国立大学法に規定する大学総括理事を置く場合にあつては理事長とし、大学共同利用機関法人にあつては機構長とする。以下同じ。）	(略)	(略)	学長（大学共同利用機関法人にあつては、機構長。以下同じ。）

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	(略)	第十四条第一項 長（以下「法人の長」という。）	(略)	(略)	第十五条第二項 法人の長
	読み替えられる字句	(略)	学長（大学共同利用機関法人にあつては、機構長。以下同じ。）	(略)	(略)	学長（大学共同利用機関法人にあつては、機構長。以下同じ。）

第二十六条

法人の長が任命する。

学長が任命する。
ただし、国立大学
法人法第十条第三
項に規定する大学
項に規定する大学
育法（昭和二十二
年法律第二十六号
）第九十二条第三
項に規定する職務
を行う国立大学の
副学長、学部長そ
の他政令で指定す
る部局の長及び教
員（教授、准教授
、助教、講師及び
助手をいう。）並
びに国立大学法人
法第二十三条の規
定により当該国立
大学に附属して設
置される同条に規
定する学校の校長
（教頭、教諭その
他の政令で定める
者をいう。）を任
命し、免職し、又

（新設）

（新設）

（新設）

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。	（略）	第三十九条第三項	子法人に	（略）
四 第十一条第七項若しくは第八項若しくは第二十五条第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。	（略）	（略）	子法人（国立大学法人法第十一條第九項に規定する国立大学法人の子法人及び同法第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人をいう。以下同じ。）に	（略）

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。	（略）	第三十九条第三項	子法人に	（略）
四 第十一条第五項若しくは第六項若しくは第二十五条第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。	（略）	（略）	子法人（国立大学法人法第十一條第七項に規定する国立大学法人の子法人及び同法第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人をいう。以下同じ。）に	（略）

五 第二十二条第一項に規定する業務（指定国立大学

法人にあつては同項及び第三十四条の五第一項、指

定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二

十二条第一項及び第三十四条の九第二項において準

用する第三十四条の五第一項に規定する業務）以外の業務を行つたとき。

六・九 (略)

十 第三十四条の十第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六・九 (略)

十 第三十四条の九第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一・一二 (略)

2 第十一条第九項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一条第九項若しくは第二十五条第七項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

十一・一二 (略)

2 第十一条第七項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一条第七項若しくは第二十五条第七項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

附 則

第二条 削除

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第二条 文部科学大臣は、この法律の施行の日において、この法律の施行の際現に附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者を、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに当該大学の学長となつたときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

前項に規定する国立大学法人の学長となるべき者の指名については、準用通則法第十四条第三項の規定は

、適用しない。

文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学

の学長である者の任期の末日が平成十六年三月三十一日であるときは、準用通則法第十四条第二項の規定にかかわらず、当該大学に設けられた選考会議（学長、副学長及び学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長（旧設置法（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）をいう。以下同じ。）第七条の三第一項に規定する評議会の評議員その他これに準ずる者を含む。）並びに旧設置法第七条の二第一項に規定する運営諮問会議の委員のうち当該大学が定める者で構成する会議をいう。）において第十二条第七項に規定する者の中から選考された者を、当該大学の学長の申出に基づき、国立大学法人の成立の日において、同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長として任命するものとする。

4 第一項の規定により指名され、準用通則法第十四条第二項の規定により国立大学法人等の成立の時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3

2

(国立大学法人等の成立)

第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第一百七号。以下「整備法」という。）第二条の規定の施行の時に成立する。

2 (略)

(職員の引継ぎ等)

第四条 国立大学法人等の成立の際に現に附則別表の上欄に掲げる機関の職員である者（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第二条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日ににおいて、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第五条 (略)

第六条 附則第四条の規定により附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しても、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しな

(国立大学法人等の成立)

第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかわらず、整備法第二条の規定の施行の時に成立する。

2 (略)

(職員の引継ぎ等)

第四条 国立大学法人等の成立の際に現に附則別表第一の上欄に掲げる機関の職員である者（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第二条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日ににおいて、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第五条 (略)

第六条 附則第四条の規定により附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しても、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しな

い。

(略)

4
2・3

各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立日の日前に旧機関の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続いて附則別表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となつた者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであつて、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしれば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第七条及び第八条

削除

しない。

(略)

4
2・3

各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立日の前に旧機関の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続いて附則別表第一の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となつた者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであつて、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとし、ならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第七条 附則第四条の規定により国立大学法人等の職員となつた者であつて、国立大学法人等の成立の日前において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立大学法人等の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立大学法人等の成立の日において同法第七条第一項の規定に

21

よる市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（各国立大学法人等の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第八条 国立大学法人等の成立の際現に存する国家公務員法第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第四条の規定により各国立大学法人等に引き継がれる者であるものは、国立大学法人等の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立大学法人等の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、国立大学法人等の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第九条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、各国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

256 (略)

第十一条 (略)

第十一條 削除

(権利義務の承継等)

第九条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（附則第十一条第一項において「旧特別会計」という。）から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、各国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

256 (略)

第十一条 (略)

第十一條 整備法第二条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。附則第十四条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額（附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等に承継されたものに限る。）は、附則第十四条第一項の規定により国から当該国立大学法人等に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同

条第四項及び第五項の規定を適用する。
前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第四項の項中「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

2
2
5
(略)

(旧設置法に規定する大学等に関する経過措置)
第十五条 附則別表の上欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人が第四条第二項の規定により設置する別表第一の第二欄に掲げる国立大学となるものとする。

2 旧設置法（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第一百五十号）をいう。附則別表において同じ。）第九条に規定する国立久里

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第四項の項中「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

2
2
5
(略)

(旧設置法に規定する大学等に関する経過措置)
第十五条 附則別表第一の上欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人が第四条第二項の規定により設置する別表第一の第二欄に掲げる国立大学となるものとする。

2 旧設置法第九条に規定する国立久里浜養護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時において、国立大学法人筑波大学が第四条第二項の規定により設置する筑

浜養護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時において、国立大学法人筑波大学が第四条第二項の規定により設置する筑波大学に附属して設置される養護学校となるものとする。

第十六条及び第十七条 削除

波大学に附属して設置される養護学校となるものとする。

第十六条 国立大学法人の成立の際現に附則別表第二の上欄に掲げる国立短期大学に在学する学生が存する場合には、同表の中欄に掲げる国立大学法人は、当該学生が当該国立短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、同表の下欄に掲げる短期大学（以下「新国立短期大学」という。）を設置する。

2 新国立短期大学は、前項に規定する学生が当該新国立短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

3 第一項の規定により新国立短期大学を設置する国立大学法人に対する第二十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学（附則別表第二の下欄に掲げる新国立短期大学を含む。以下この条において同じ。）」とする。

4 附則別表第二の上欄に掲げる国立短期大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下欄に掲げる新国立短期大学となるものとする。

第十七条 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）附則第二項の規定により平成十四年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続す

るものとされた図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学並びに国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）附則第二項の規定により平成十五年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、附則別表第三の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる国立大学において行うものとし、当該国立大学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、当該国立大学の定めるところによる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現にその名称中に国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いている者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第二十一条 削除

(政令への委任)

第二十二条 附則第四条から第六条まで、第九条、第十一条、第十二条から第十五条まで及び第十八条から第二十条までに定めるもののほか、国立大学法人等の設立

(政令への委任)
第二十二条 附則第二条及び第四条から前条までに定めるもののほか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は

に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

、政令で定める。

(国立大学法人の納付金等)

(新設)

第二十三条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他の政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二十二条第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定により同項に規定する国立大学法人が国庫に納付すべき金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項に規定する国立大学法人が同項の規定による国庫への納付をした場合には、当該国立大学法人の資本金のうち当該納付に係る金額については、当該国立大学法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人は、その額により資本金を減少するものとする。

附則別表（附則第四条、附則第六条、附則第十五条関係）

(表略)

(削る)

附則別表（附則第四条、附則第六条、附則第十五条関係）

附則別表第一（附則第二条、附則第四条、附則第六条、附則第十五条関係）
(表略)

(削る)

別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係）

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四 備考 一～三 (略)	国立大学法人の名 称	国立大学法人の名 称	国立大学の名 称	主たる事 務所の所 在地	理事の員 数
	(略)	(略)	(略)	(削る)	(削る)
	(略)	名古屋大学	岐阜大学	(削る)	(削る)
	(略)	愛知県	(略)	(削る)	(削る)

(表略)

別表第三（附則第十七条関係）
附則別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係）

備考 一～三 (新設) (略)	国立大学法人の名 称	国立大学法人の名 称	国立大学の名 称	主たる事 務所の所 在地	理事の員 数
	(略)	名古屋大学	岐阜大学	(略)	(略)
	(略)	愛知県	岐阜県	(略)	(略)
	(略)	七	五	(略)	(略)

人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とする。

別表第一（第二条、第五条、第二十四条、附則第三条関係）

大学共同利用機関 法人の名称	研究分野
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

別表第一（第二条、第五条、第二十四条、附則第三条関係）

大学共同利用機関 法人の名称	研究分野
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）〔第三条関係〕

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後		現 行	
		目次		目次	
第一款	第三節 管理	第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十 三条）	第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十 四条）
第二款	第一節 通則（第二十四条—第二十九条）	第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十 三条）	第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十 二节 設立（第三十条—第三十四条）	第三章 学校法人	第三章 学校法人
第三款	第二節 設立（第三十条—第三十四条）	第三章 学校法人	第三章 学校法人	第四節 解散（第五十条—第五十八条）	第四節 解散（第五十条—第五十八条）
第四款	第三節 役員及び理事会（第三十五条—第四十条）	第四節 解散（第五十条—第五十八条）	第四節 解散（第五十条—第五十八条）	第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の 二）	第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の 二）
第五款	第四節 寄附行為変更の認可等（第四十五条）	第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の 二）	第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の 二）	第六節 雜則（第六十四条—第六十五条の四）	第六節 雜則（第六十四条—第六十五条の四）
第六款	第五節 予算及び事業計画並びに事業に関する中 期的な計画等（第四十五条の二—第四十 九条）	第六節 予算及び事業計画並びに事業に関する中 期的な計画等（第四十五条の二—第四十 九条）	第六節 予算及び事業計画並びに事業に関する中 期的な計画等（第四十五条の二—第四十 九条）	第七節 罰則（第六十六条・第六十七条）	第七節 罰則（第六十六条・第六十七条）
第七款	第八節 解散（第五十条—第五十八条）	第八節 解散（第五十条—第五十八条）	第八節 解散（第五十条—第五十八条）	第九節 罰則（第六十六条・第六十七条）	第九節 罰則（第六十六条・第六十七条）
第八款	第九節 罰則（第六十六条・第六十七条）	第九節 罰則（第六十六条・第六十七条）	第九節 罰則（第六十六条・第六十七条）		
第九款					
第十款					

附則

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

(学校法人の責務)

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(準用規定)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)
第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）以下「一般社団・財団法人法」という。第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

附則

第十八条から第二十四条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

(新設)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十四条 一般社団・財団法人法第百五十八条及び第一百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の拠出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第三十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十八条及び第一百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の拠出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

(新設)

第三節 管理

第一款 役員及び理事会

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会)

(新設)

第三節 管理

(新設)

(理事会)

4				
5	2 ～ 6	(略)	7	第三十六条 (略)
6	理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。			
7	(役員の職務等)	(略)		
8	第三十七条 (略)	(略)		
9	(略)	(略)		
10	監事の職務は、次のとおりとする。	(略)		
11	一・二 (略)	三	四	五
12	理事の業務執行の状況を監査すること。	学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。	学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。	第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
13	六	七	八	九
14	前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。	学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。	前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その	

第三十六条 (略)
2 (6) (略)
(新設)

第三十七条 (略)
3 2 (略)
(役員の職務)
3 3 (略)
監事の職務は、次のとおりとする。
一・二 (略)

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(新設)

請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が發せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員の選任)

第三十八条 (略)

2～4

(略)

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。

6～8 (略)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第一百三条及び第一百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と「一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団

(役員の選任)

第三十八条 (略)

2～4

(略)

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようになければならない。

6～8 (略)

(利益相反行為)

第四十条の五 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職權で、特別代理人を選任しなければならない。

法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第二款 評議員及び評議員会

(評議員会)

第四十一条 (略)

258 (略)

第七項の規定にかかるらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第一百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。

10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画
三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当を（削る）

(新設)

第四十一条 (略)

258 (新設)

(評議員会)

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならぬ。
一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
二 事業計画

(新設)

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならぬ。
一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

いう。(以下同じ。)の支給の基準

寄附行為の変更

合併

- 七 第五十条第一項第一号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第三号に掲げる事由による解散八 収益を目的とする事業に関する重要事項九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 (略)

第四十四条 (略)

第三款 役員の損害賠償責任

(役員の学校法人に対する損害賠償責任)

第二 四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第三 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

第四 第四十五条第五項において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 人法第八十四条第一項の理事

いう。(以下同じ。)の支給の基準

寄附行為の変更

合併

- 七 第五十条第一項第一号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第三号に掲げる事由による解散八 収益を目的とする事業に関する重要事項九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 (略)

第四十四条 (略)

(新設)

条 第 百 四 項	第 百 五 十五	条 第 百 一 項	第 百 五 十五	条 第 百 四 項	第 百 十四	条 第 百 三 項	第 百 十四	条 第 百 二 項	第 百 十四
第一百一条第一項	限る。）、	の業務を執行する	つて一般社団法人	理事会の決議によ り議決権を有する社	員	社員 の理 事 会 設 置	同意（理 事 会 設 置） つては、理 事 会 の	任の免除 る場合及び当該責	限る。）について の理事の同意を得
私立学校法第四十四 条の二第一項	限る。）又は	業務を掌理する	補佐して学校法人の	寄附行為の定めると ころにより理事長を	評議員	評議員	理事会の決議		限り る。） 及び同項

第八十四条第一項	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項
第二号	第二号

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ハ 虚偽の公告

(役員の連帯責任)

第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(新設)

(新設)

第四款

寄附行為変更の認可等

(新設)

(削る)

第四十五条
(略)

第四十五条
(略)

(寄附行為変更の認可等)

第五款

予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(新設)

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等)

(新設)

第四十五条の二
学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たつては、学校教育法第一百九条第二項(同法第一百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、收支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿)

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、收支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(報酬等)

- 第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。
- 2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

(会計年度)
第四十九条 (略)

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

(会計年度)
第四十八条 (略)

(削る)

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第四十九条 削除

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(事務の区分)

(事務の区分)

十四条第五項において準用する場合を含む。) 及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由

)、第九項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

(新設)

がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の

規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の

規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反し

たとき。

十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十二 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

十三 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反し

たとき。

八 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

九 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）〔第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

(機構の目的) 改 正 後	(機構の目的) 現 行
<p>第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人）同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）及び独立行政法人（国立高等専門学校機構をいう。第十六条第一項第三号及び第六号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あらかじめ規定による多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もつて我が国高等教育の発展に資することを目的とする。</p>	<p>第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人）同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）及び独立行政法人（国立高等専門学校機構をいう。同項第三号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あらかじめ規定による多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もつて我が国高等教育の発展に資することを目的とする。</p>

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇五 (略)

六 国立大学法人等の運営基盤の強化の促進を図るために必要な情報の収集及び分析並びにその結果の提供を行うこと。

七 次に掲げる情報の収集、整理及び提供を行うこと

イ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報

ロ 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報

ハ 大学における各種の学習の機会に関する情報

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第一項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項及び次項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表するものとする。

3 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第二項の規定による評価委員会からの要請があつた場合には、当該国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて前項の規定による評価を行うものとする。

4 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一〇五 (略)

六 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

(新設)

2 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第一項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表するものとする。

(新設)

3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価

に
関
し
必
要
な
事
項
は、
文
部
科
学
省
令
で
定
め
る。

に
関
し
必
要
な
事
項
は、
文
部
科
学
省
令
で
定
め
る。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）〔附則第十四条關係〕

(傍線部分は改正部分)

項において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項及び第六十四条第五項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十一条第一項、第六十二条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）〔附則第十五条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（学校施設の利用）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長をいう。</p>	<p>（学校施設の利用）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。</p>

○ 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）〔附則第十六条関係〕

(傍線部分は改正部分)

			改 正 後	現 行
		第二条 附 則 (略)	第二条 附 則 (略)	
4 ・ 5	(略)	3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十九条の規定を準用する。	3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。	
4 ・ 5	(略)	2 第二条の二 (略)	2 第二条の二 (略)	
4 ・ 5	(略)	3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十九条の規定を準用する。	3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。	

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）〔附則第十七条関係〕

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
（法科大学院の認証評価等）	（法科大学院の適格認定等）	
<p>第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるよう意を用いなければならぬ。</p> <p>（削る）</p>	<p>第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるよう意を用いなければならない。</p>	
2	3	
<p>学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において單に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。</p> <p>3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努</p>	<p>学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において單に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。</p> <p>3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努</p>	

2

文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価を行つた認証評価機関から同法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

(削る)

4

めなければならない。
文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行つた認証評価機関から学校教育法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5

文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）〔附則第十八条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

		改 正 後	現 行
第二条	(定義)	(略)	(略)
3 4 5 9	この法律において「国の行政機関等の長等」とは、 国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人 の学長又は理事長、大学共同利用機関法人の機構長及 び特殊法人の代表者をいう。	この法律において「国の行政機関等の長等」とは、 国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人 の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人 の代表者をいう。	この法律において「国の行政機関等の長等」とは、 国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人 の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人 の代表者をいう。
第二条	(定義)	(略)	(略)

○ いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）〔附則第十八条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）</p> <p>第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二条）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）</p> <p>第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二条）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）〔附則第十八条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（資料の提出その他の協力）	
<p>第三十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は理事長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理事長、特殊法人及び認可人及び認可法人であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、サイバーセキュリティに対する脅威による脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に関し必要な資料の提出ができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。</p>	<p>第三十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理事長、特殊法人及び認可法人であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対して、サイバーセキュリティに対する脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができ。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。</p>
（※サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十一号）による改正後）	（資料の提出その他の協力）

2

(略)

2

(略)

○ 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）〔附則第十九条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（監事の職務の特例）</p> <p>第六条 学園の監事は、私立学校法第三十七条第三項第五号の規定により、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを文部科学大臣に報告するときは、当該行為又は事実があることについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>	<p>（監事の職務の特例）</p> <p>第六条 学園の監事は、私立学校法第三十七条第三項第四号の規定により、学園の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを文部科学大臣に報告するときは、当該行為又は事実があることについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十号）〔附則第二十条関係〕

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	附 則	附 則
	（国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置）	（国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置）
第十七条	国立大学法人法第十一条第六項、第七項、第九項及び第十項、第十一條の二、第二十五条第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第二十五条の二並びに同法第三十五条において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。	第十七条 第九十三条の規定による改正後の国立大学法人法（以下この条において「新大学法人法」という。）第十一條の四項、第五項、第七項及び第八項、第十一条の二、第二十五条第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第二十五条の二並びに新大学法人法第三十五条において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。
2	この法律の施行の際現に国立大学法人等（新大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）の監事である者の任期（補欠の国立大学法人等の監事の任期を含む。）については、新大学法人法第十五条第三項（新大学法人法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかるず、なお従前の例による。	この法律の施行の際現に国立大学法人等（新大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）の監事である者の任期（補欠の国立大学法人等の監事の任期を含む。）については、新大学法人法第十五条第三項（新大学法人法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかるず、なお従前の例による。
3	新大学法人法第三十一条の二及び第三十一条の三の規定は、国立大学法人等の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。	新大学法人法第三十一条の二及び第三十一条の三の規定は、国立大学法人等の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
4	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）

九十三条の規定による改正前の国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標をいう。）の期間の終了時の検討に関する新大学法人法第三十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標」とあるのは、「中期目標」とする。

学校教育法等の一部を改正する法律 参照条文

目 次

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）
国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）
社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）
私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抄）
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）（抄）
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）
いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）（抄）
サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十一号）による改正後）（抄）
沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）
独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）（抄）
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第八十八条の二 専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学等（専門職大学又は第八百八条第四項に規定する目的をその目的とする大学（第四百四条第五項及び第六項において「専門職短期大学」という。）をいう。以下この条及び第一百九条第三項において同じ。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該専門職大学等の修業年限の二分の一を超えない範囲内で文部科学大臣の定める期間を超えてはならない。

- 第九十二条 （略）
② （略）
③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
④～⑩ （略）

第一百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

○国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十一号）（抄）

目次

- 第一章～第四章 （略）
第五章 指定国立大学法人（第三十四条の四～第三十四条の八）
第六章 雑則（第三十四条の九～第三十七条）
第七章 （略）

(役員)

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人を置く。

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項

二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他役員会が定める重要な事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 (略)

(役員の任命)

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
二 第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮つて定める。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

9 監事は、文部科学大臣が任命する。

第十三条 理事は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(役員の任期)

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2 理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

3・4 (略)

(役員の欠格条項)

第十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。

(役員の解任)

第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適當でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 （略）

5 学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十八条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十九条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（経営協議会）

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

三・六 （略）

5・6 （略）

（教育研究評議会）

第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要な事項に関する校務をつかさどる者）

どる者に限る。) を置く場合には、当該副学長(当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)を評議員とする。

4 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

一 中期目標についての意見に関する事項(前条第四項第一号に掲げる事項を除く。)

二 中期計画及び年度計画に関する事項(前条第四項第二号に掲げる事項を除く。)

三～九 (略)

5 教育研究評議会に議長を置き、学長をもつて充てる。

6 (略)

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一～六 (略)

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

八 (略)

2・3 (略)

(役員の職務及び権限)

第二十五条 (略)

2～6 (略)

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人(大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8・9 (略)

(国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用)

第二十六条 第十二条から第十九条までの規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十一条第二項第一号中「第二十条第二項第三号」とあるのは「第二十七条第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第二十八条第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定をして、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあつては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価にあつては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果

果を尊重して行わなければならない。

- 2 評価委員会は、前条第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行った場合にあつては、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価制度委員会（第四項及び次条において「評価制度委員会」という。））に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 3 （略）

- 4 評価制度委員会は、第二項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、評価制度委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

（指定国立大学法人の指定）

- 第三十四条の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、指定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 4 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

（研究成果を活用する事業者への出資）

- 第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。
- 2 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行う場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二条第一項及び第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「又は第二十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の五第一項」とする。

（中期目標に関する特例）

- 第三十四条の六 文部科学大臣は、第三十条第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たつては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならない。

（余裕金の運用の認定の特例）

- 第三十四条の七 指定国立大学法人は、第三十四条の三第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行うことができる。

(役職員の報酬、給与等の特例等)

第三十四条の八 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項の規定の適用については、準用通則法第五十条の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

- 2 前項に規定するもののほか、指定国立大学法人の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の処遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

第六章 雜則

(違法行為等の是正)

第三十四条の九 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 国立大学法人等は、前項の規定による文部科学大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十一条の四、第二十二条の五、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一項及び第二項、第二十六条、第二十八条、第二十八条の四、第三十一条、第二十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条の十まで、第六十四条並びに第六十六条の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定(同法第三十一条第一項の規定を除く。)中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「中期目標管理法人の」とあるのは「国立大学法人等の」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「国立大学法人等は」と、「中期目標管理法人に」とあるのは「国立大学法人等に」と、「中期目標管理法人役職員」とあるのは「国立大学法人等役職員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	(略)	読み替えられる字句
第十四条第一項	長（以下「法人の長」という。）	読み替えられる字句
学長（大学共同利用機関法人にあつては、機構長。以下同じ。）	(略)	読み替える字句

		(略)
第十五条第二項、第十六条、第二十四条、第二十五条及び第二十六条	法人の長	(略)
(略)	(略)	(略)
第三十九条第三項	子法人 子法人（国立大学法人法第十一条第七項に規定する国立大学法人の子法人及び同法第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人をいう。以下同じ。）に	学長

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第十一条第五項若しくは第六項若しくは第二十五条第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

五～九 (略)

十 第三十四条の九第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一・十二 (略)

2 第十一条第七項に規定する国立大学法人の子法人又は第二十五条第七項に規定する大学共同利用機関法人の子法人の役員が第十一条第七項若しくは第二十五条第七項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第一条 文部科学大臣は、この法律の施行の日において、この法律の施行の際に現に附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者を、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに当該大学の学長となつたときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

2 前項に規定する国立大学法人の学長となるべき者の指名については、準用通則法第十四条第三項の規定は、適用しない。

3 文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者の任期の末日が平成十六年三月三十一日であるときは、準用通則法第十四条第二項の規

定にかかわらず、当該大学に設けられた選考会議（学長、副学長及び学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長（旧設置法（国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十七号。以下「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）をいう。以下同じ。）第七条の三第一項に規定する評議会の評議員その他これに準ずる者を含む。）並びに旧設置法第七条の二第一項に規定する運営諮問会議の委員のうち当該大学が定める者で構成する会議をいう。）において第十二条第七項に規定する者のうちから選考された者を、当該大学の学長の申出に基づき、国立大学法人の成立の日において、同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長として任命するものとする。

4 第一項の規定により指名され、準用通則法第十四条第二項の規定により国立大学法人等の成立の時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（国立大学法人等の成立）

第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかわらず、整備法第二条の規定の施行の時に成立する。

2 （略）

（職員の引継ぎ等）

第四条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表第一の上欄に掲げる機関の職員である者（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第二条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第五条 （略）

第六条 附則第四条の規定により附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2・3 （略）

4 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続いて附則別表第一の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となつた者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであつて、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給ができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第七条 附則第四条の規定により国立大学法人等の職員となつた者であつて、国立大学法人等の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立大学法人等の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若し

くは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立大学法人等の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（各国立大学法人等の職員となる者の職員团体についての経過措置）

第八条 国立大学法人等の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員团体であつて、その構成員の過半数が附則第四条の規定により各国立大学法人等に引き継がれる者であるものは、国立大学法人等の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員团体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立大学法人等の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、国立大学法人等の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第九条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（附則第十二条第一項において「旧特別会計」という。）から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、各国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

2 ～ 6 （略）

第十条 （略）

第十三条 整備法第二条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。附則第十四条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額（附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等に承継されたものに限る。）は、附則第十四条第一項の規定により国から当該国立大学法人等に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の無利子貸付け等）

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条

第四項の項中「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

2～5 (略)

(旧設置法に規定する大学等に関する経過措置)

第十五条 附則別表第一の上欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人が第四条第二項の規定により設置する別表第一の第二欄に掲げる国立大学となるものとする。

2 旧設置法第九条に規定する国立久里浜養護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時において、国立大学法人筑波大学が第四条第二項の規定により設置する筑波大学に附属して設置される養護学校となるものとする。

第十六条 国立大学法人の成立の際現に附則別表第二の上欄に掲げる国立短期大学に在学する学生が存する場合には、同表の中欄に掲げる国立大学法人は、当該学生が当該国立短期大学を卒業するため必要であつた教育課程の履修を行うことができるようにするため、同表の下欄に掲げる短期大学（以下「新国立短期大学」という。）を設置する。

2 新国立短期大学は、前項に規定する学生が当該新国立短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

3 第一項の規定により新国立短期大学を設置する国立大学法人に対する第二十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、

4 「国立大学（附則別表第二の下欄に掲げる新国立短期大学を含む。以下この条において同じ。）」とする。

第十七条 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）附則第二項の規定により平成十四年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学並びに国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）附則第二項の規定により平成十五年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、附則別表第三の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる国立大学において行うものとし、当該国立大学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、当該国立大学の定めるところによる。

第十七条 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）附則第二項の規定により平成十四年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学並びに国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九号）附則第二項の規定により平成十五年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、附則別表第三の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる国立大学において行うものとし、当該国立大学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、当該国立大学の定めるところによる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現にその名称中に国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いている者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第二十二条 附則第二条及び第四条から前条までに定めるもののほか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表第一（附則第二条、附則第四条、附則第六条、附則第十五条関係）

(表略)

附則別表第二（附則第十六条関係）

(表略)

附則別表第三（附則第十七条関係）

(表略)

別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係）

備考	国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数
（略）	国立大学法人岐阜大学	岐阜大学	岐阜県	（略）
（略）	名古屋大学	愛知県	（略）	五
（略）	国立大学法人名古屋大学	（略）	（略）	七

一 政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学は、学校教育法第百三条に規定する大学とする。

二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。

三 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

別表第二（第二条、第五条、第二十四条、附則第三条関係）

大学共同利用機関法人の名称 (略)	研究分野 (略)	主たる事務所の所在地 (略)	理事の員数 (略)

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十四条）
第三章 学校法人
第一節 通則（第二十五条—第二十九条）
第二節 設立（第三十条—第三十四条）
第三節 管理（第三十五条—第四十九条）
第四節 解散（第五十条—第五十八条）
第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条）
第四章 雜則（第六十四条—第六十五条の四）
第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）
附則

第十八条から第二十四条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

(準用規定)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
- 六 理事会に関する規定
- 七 評議員会及び評議員に関する規定
- 八 資産及び会計に関する規定
- 九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
十 解散に関する規定
- 十一 寄附行為の変更に関する規定
- 十二 公告の方法

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の二 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

(準用規定)

第三十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十八条及び第百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の拠出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

(役員の職務)

第三十七条 (略)
2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(利益相反行為)

第四十条の五 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 事業計画
- 三 寄附行為の変更
- 四 合併
- 五 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 六 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 (略)

(寄附行為変更の認可等)

第四十五条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るもの）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(会計年度)

第四十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第四十九条 削除

(解散事由)

第五十条 (略)

2・3 (略)

4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(解散命令)

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができる場合に限り、当該学校法人に対し、解散を命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければなければならない。

3～8 (略)

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第五十三条又は第五十四条第二項の規定による公報を怠つたとき。

八 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

九 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）

第一章 総則

（機構の目的）

第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人（同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。同項第三号において同じ。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第二百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

第四章 業務等

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

六 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第一項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し

、並びに公表するものとする。

3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 （略）

2～8 （略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、國においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

10～17 （略）

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（学校施設の利用）

第四十四条 （略）

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抄）

附 則

第一条 （略）

2 （略）

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4～6 （略）

第一条の二　（略）

2　（略）

3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4～6　（略）

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第二百三十九号）（抄）

（法科大学院の適格認定等）

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるよう意を用いなければならない。

2 学校教育法第二百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において単に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行つた認証評価機関から学校教育法第二百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（定義）

第一条　（略）

3 この法律において「国の行政機関等の長等」とは、国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊

法人の代表者をいう。

4～9 （略）

○いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）（抄）

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2・3 （略）

○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十一号）による改正後）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第三十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）の機構長、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）の理事長、特殊法人及び認可法人であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に對して、サイバーセキュリティに対する脅威による被害の拡大を防止し、及び当該被害からの迅速な復旧を図るために国と連携して行う措置その他のサイバーセキュリティに関する対策に關し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

2 （略）

○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）（抄）

（監事の職務の特例）

第六条 学園の監事は、私立学校法第三十七条第三項第四号の規定により、学園の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを文部科学大臣に報告するときは、当該行為又は事実があることについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）（抄）

附 則

（国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置）

- 第十七条 第九十三条の規定による改正後の国立大学法人法（以下この条において「新大学法人法」という。）第十一条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十一条の二、第二十五条第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第二十五条の二並びに新大学法人法第三十五条において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。
- 2 この法律の施行の際現に国立大学法人等（新大学法人法第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下この条において同じ。）の監事である者の任期（補欠の国立大学法人等の監事の任期を含む。）については、新大学法人法第十五条第三項（新大学法人法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新大学法人法第三十一条の二及び第三十一条の三の規定は、国立大学法人等の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 国立大学法人等の施行日の前日を含む中期目標（第九十三条の規定による改正前の国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標をいう。）の期間の終了時の検討に関する新大学法人法第三十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「評価委員会が第三十一条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標」とあるのは、「中期目標」とする。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（法人の長及び監事となるべき者）

- 第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。
- 2・3 （略）

（設立委員）

- 第十五条 （略）

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

（設立の登記）

- 第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に限り一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない）を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

5 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面
二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて

、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の

業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人の役員又は職員

三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十一条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の同条第二項第七号又は中長期計画（第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の五第二項第七号の剩余金の使途に充てることができる。

4 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（理事の職務を代行する者の権限）

第八十条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般社団法人は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（表見代表理事）

第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してもその責任を負う。

(競業及び利益相反取引の制限)

- 第八十四条** 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
 - 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間ににおいて一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

(理事の報告義務)

第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）に報告しなければならない。

(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)

- 第九十二条** (略)
2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第一百三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ぜるとときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第一百六条 監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

(一般社団法人に対する損害賠償責任の免除)

第一百十二条 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の一一部免除)

第一百十三条 前条の規定にかかわらず、役員等の第百十一条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第一百十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 六

ロ 代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの 四

(1) 理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの
(2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事（(1)に掲げる理事を除く。）
(3) (略)

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 二

2 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

4 監事設置一般社団法人においては、理事は、第一百十一条第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があつた場合において、一般社団法人が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、社員総会の承認を受けなければならない。

(理事等による免除に関する定款の定め)

第一百四条 第百十二条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が一人以上ある場合に限る。）は、第百十一条第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）を行つたときは、理事

は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

- 4 総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。
- 5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

第一百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、一般社団法人は、理事（業務執行理事（代表理事、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第一百四十二条第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の第一百十一条第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

- 2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。
- 3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。
- 4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - 一 第百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
 - 三 第百十一条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額
- 5 第百十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

（理事が自己のためにした取引に関する特則）

- 2 第百十六条 第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第百十一条第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。
- 2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

学校教育法等の一部を改正する法律 読替え表

目 次

【国立大学法人法の一部改正関係】

- ○ ○ ○
- 国立大学法人法第十七条第七項による読み替え.....
- 国立大学法人法第二十六条による読み替え.....
- 国立大学法人法第三十四条の九第二項による読み替え.....
- 国立大学法人法改正附則第三条第十項による読み替え.....

【私立学校法の一部改正関係】

- ○ ○
- 私立学校法第二十九条による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読み替え.....
- 私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読み替え.....
- 私立学校法第四十四条の二第四項による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読み替え.....

22 19 18

15 12 3 2

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号） 読替え表（新設第十七条第七項関係）

（点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分）

<p>第十三条の二（略）</p> <p>2 第十七条第六項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。</p> <p>3 学長は、第十七条第一項から第三項までの規定により大学総括理事を解任したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>第十三条の二（略）</p> <p>2 前項の承認は、国立大学法人の申出に基づいて行うものとする。</p> <p>3 学長は、第一項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>
<p>読 替 エ 後</p>	<p>読 替 エ 前</p>

○

国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号） 読替え表

(新設第二十六条関係)
(点線部分は準用による当然読み替え部分、傍線部分は読み替え部分)

	現行 読 替 え 前	改 正後 讀 替 え 後	(※改正なし) 改 正後 讀 替 え 後	(※改正なし)	改 正後 讀 替 え 後	讀 替 え 後	(※改正なし)
二 第二十七条第二項第一号から第五号までに掲げる者の中から第一項に規定する教育研究評議会において選出された者	二 第二十八条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「機構長選考会議」という。）の選考により行うものとする。	二 第二十七条第二項第一号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者	二 第二十九条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

3	前項各号に掲げる者の ほか、機構長選考会議の定 めることにより、学長 又は理事を機構長選考 会議の委員に加えること ができる。ただし、その 数は、機構長選考会議の 委員の総数の三分の一を 超えてはならない。
4	機構長選考会議に議長 を置き、委員の互選によ つてこれを定める。

3	前項各号に掲げる者の ほか、学長選考会議の定 めることにより、学長 又は理事を学長選考会議 の委員に加えることがで きる。ただし、その数は 、学長選考会議の委員の 総数の三分の一を超えて はならない。
4	学長選考会議に議長を 置き、委員の互選によ つてこれを定める。

第十四条 機構長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たつては、その任命の際現に当該大学共同利用機関法人の役員又は職員でない者（次項において「学外者」という。）が含まれるようになければならない。

2 別表第二の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人（学外者が機構長に任命されるもの）の理事の任命に関する規定の適用については、前項の規定の中「含まれる」を除く。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たつては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者（次項において「学外者」という。）が含まれるようになければならない。

2 別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が四人以上である当該各項の第一欄に掲げる国公立学法人（学外者が学長に任命されるもの）の理事の任命に関する規定の適用については、前項の規定の中「含まれる」を除く。

2 学長は、前項の規定により大学総括理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

事は、第十二条第七項に規定する者のうちから、同条第二項に規定する学長選考会議の意見を聴き認を得て、学長が任命する。

第十四条 機構長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たつては、その任命の際現に当該大学共同利用機関法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たつては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようになければならない。

る」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

する前項の規定の適用については、同項中「含まれる」とあるのは、「二人以上含まれる」とする。

(※改正なし)

(※改正なし)

(※準用させず)

3

ばならない。任命する学長の任期の末日は、當該大学の総括理事の任期は六年を超過しない範囲内で、各國立大学総括理事で定める。ただし、理

(※改正なし)

(※改正なし)

2

(役員の任期)
第十五条 機構長の任期は二年以上六年を超えない範囲内において、機構長選考会議の議を経て、各大学共同利用機関法人の規則で定める。ただし、理

2

(役員の任期)
第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各大学法人の規則で定める。ただし、理

4

(条ずれのみ)

5

(条ずれのみ)

(※改正なし)

4

(条ずれのみ)

(※改正なし)

5

(条ずれのみ)

(※改正なし)

3

監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は前任者の残任期間とす。

4

役員は、再任されることができ。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該大学共同利用機関法人の役員又は職員でない者とみなす。

第十六条 (役員の欠格条項)
政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員と
なることができない。教育公務員で政令わらず、前項の規定にかかる。教育公務員で政令わらず、前項の規定にかかる。

3

監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は前任者の残任期間とす。

4

役員は、再任されることができ。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

第十六条 (役員の欠格条項)
政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員と
なることができない。教育公務員で政令わらず、前項の規定にかかる。

定める者は、非常勤の理
事又は監事となることが
できる。

定める者は、非常勤の理
事又は監事となることが
できる。

第十七条（※改正なし）

第十七条（※改正なし）

第十七条（※改正なし）

（役員の解任）

（役員の解任）

（役員の解任）

（※改正なし）

（※改正なし）

（役員の解任）

（役員の解任）

（※改正なし）

（※改正なし）

3 文部科学大臣又は機構長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
2 文部科学大臣又は機構長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任しなければならない。

3 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他の役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

（※改正なし）

		(※改正なし)
		(※改正なし)
		(※改正なし)
7 第十三条の二第二項及	6 第二項及び第三項の規定により学長が行う大学を得て、文部科学大臣の承認	(※改正なし)
5 (新設)	前二項の規定により文部科学大臣が行う機構長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これなればならぬ。	除く。)の職務の執行が適当でないため当該大学共同利用機関法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適當であるときは、その役員を解任することができる。
4 (新設)	前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法による学長選考会議の申出により行うものとする。	当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適當でないと認めるとときは、その役員を解任することができる。

び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による大学総括理事の規定について準用する。

(※改正せず)

(※改正せず)

(役員及び職員の地位)	第十八条 大学共同利用機関法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その後も、同様とする。	(役員及び職員の秘密保持義務)	第十八条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その後も、同様とする。
-------------	--	-----------------	--

(役員及び職員の地位)	第十九条 明治四十年法律第四十五号の適用については、他の罰則に従事する職員とみなしす。	(役員及び職員の地位)	第十九条 明治四十年法律第四十五号の適用については、他の罰則に従事する職員とみなしす。
-------------	--	-------------	--

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号） 読替え表（新設三十四条の九関係）

（点線部分は準用による当然読替え部分、傍線部分は読替え部分）

		読 替 エ ハ	読 替 エ ペ
		（指定国立大学の指定）	（指定国立大学法人の指定）
第三十四条の四	（略）	第三十四条の四 （略）	第三十四条の四 （略）
2 文部科学大臣は、第三十四条の九第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしてようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。	4 文部科学大臣は、指定国立大学について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学について指定を取り消すものとする。 (略)	2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしてようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。	4 文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとする。 (略)
（研究成果を活用する事業者への出資）	第三十四条の五 指定国立大学を設置する国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。	第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。	第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。
2 指定国立大学を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。	3 指定国立大学を設置する国立大学法人が第一項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。	2 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。	3 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行おう場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二条第一項及び第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「又は第二十九条第一項」とあるのは

中「又は第二十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の五第一項」とする。

、「及び第三十四条の五第一項」とする。

(中期目標に関する特例)

第三十四条の六 文部科学大臣は、第三十条第一項の規定により、指定国立大学を設置する国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならない。

(余裕金の運用の認定の特例)

第三十四条の七 指定国立大学を設置する国立大学法人は、第三十四条の三第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行うことができる。

(役職員の報酬、給与等の特例等)

第三十四条の八 指定国立大学を設置する国立大学法人に関する準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項の規定については、準用通則法第五十条の二第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行する業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行するものが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保するも

(中期目標に関する特例)

第三十四条の六 文部科学大臣は、第三十条第一項の規定により、指定国立大学法人の中期目標を定め、又はこれを変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならない。

(余裕金の運用の認定の特例)

第三十四条の七 指定国立大学法人は、第三十四条の三第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行うことができる。

(役職員の報酬、給与等の特例等)

第三十四条の八 指定国立大学法人に関する準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項中「実績」とあるのは「実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行する業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保するも

「を有する人材を確保する必要性」とする。
前項に規定するもののほか、指定国立大学の専ら教育研究に従事する職員の給与その他の待遇については、当該職員が行う教育研究の内容及び成果についての国際的評価を勘案して行うものとする。

する必要性」とする。
前項に規定するもののほか、指定国立大学法人の専
ら教育研究に従事する職員の給与その他の待遇につい
ては、当該職員が行う教育研究の内容及び成果につい
ての国際的評価を勘案して行うものとする。

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）読替え表（新設附則第三条第十項関係）

（傍線部分は読替え部分）

（積立金の処分）	第三十二条　国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、国立大学法人東海国立大学機構の学校教育法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行の日を含む中期目標の期間に係る第三十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めり、当該中期目標の期間における第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てるこ	第三十二条　国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る第三十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めり、当該次の中期目標の期間における第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることができること
（積立金の処分）	第三十二条　国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。	第三十二条　国立大学法人等は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
2	3	2
※準用通則法（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。）読替え後	3	3

(財務諸表等)

第三十八条 国立大学法人等は、岐阜大学法人（学校教

育法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第
二号）附則第二条第一項に規定する岐阜大学法人を
いう。以下同じ。）の最終事業年度（同法附則第三条
第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）
の貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処
理に関する書類その他の文部科学省令で定める書類及び
これらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作
成し、当該最終事業年度の終了後三月以内に文部科
学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2 国立大学法人等は、前項の規定により財務諸表を文
部科学大臣に提出するときは、これに文部科学省令で
定めることにより作成した当該最終事業年度の事業
報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並び
に財務諸表及び決算報告書に関する監査報告及び会計
監査報告を添付しなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 国立大学法人等は、岐阜大学法人の最終事

業年度の損益計算において利益を生じたときは、前事
業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があると
きは、その残余の額は、積立金として整理しなければ
ならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に
充てる場合は、この限りでない。

2 国立大学法人等は、岐阜大学法人の最終事業年度の
損益計算において損失を生じたときは、最終事業年度
より前の事業年度において岐阜大学法人が積み立てた
積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、そ

(財務諸表等)

第三十八条 国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照
表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する

書類その他の文部科学省令で定める書類及びこれらの附
属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当
該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し
、その承認を受けなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 国立大学法人等は、毎事業年度、損益計算

において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越
した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の
額は、積立金として整理しなければならない。ただし
、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、こ
の限りでない。

2 国立大学法人等は、毎事業年度、損益計算において
損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額
して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、そ

3
• い。
4
(略)
の不足額は、繰越欠損金として整理しなければならな

3
•
4
(略)

○私立学校法第二十九条による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読み替え

(点線部分は準用による当然読み替え部分、傍線部分は読み替え部分)

（代表者の行為についての損害賠償責任） 第七十八条 学校法人は、理事長その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。	読み替え後
（代表者の行為についての損害賠償責任） 第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。	読み替え前

○私立学校法第四十条の五による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読み替え

(点線部分は準用による当然読み替え部分、傍線部分は読み替え部分)

	読み替え後	読み替え前
(理事の職務を代行する者の権限)	(理事の職務を代行する者の権限)	(理事の職務を代行する者の権限)
第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五 十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又 は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の 定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行 為をするには、裁判所の許可を得なければならない。 2 前項の規定に違反して行つた理事又は理事長の職務 を代行する者の行為は、無効とする。ただし、学校法 人は、これをもつて善意の第三者に対抗することがで きない。	第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五 十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又 は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段 の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属し ない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。 2 前項の規定に違反して行つた理事又は代表理事の職 務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般 社団法人は、これをもつて善意の第三者に対抗するこ とができない。	第八十条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五 十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又 は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段 の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属し ない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。 2 前項の規定に違反して行つた理事又は代表理事の職 務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般 社団法人は、これをもつて善意の第三者に対抗するこ とができない。
(表見代表理事) 第八十二条 学校法人は、理事長以外の理事に理事長そ の他学校法人を代表する権限を有するものと認められ る名称を付した場合には、当該理事がした行為につい て、善意の第三者に対してその責任を負う。	(表見代表理事) 第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理 事長その他一般社団法人を代表する権限を有するもの と認められる名称を付した場合には、当該理事がした 行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。	(表見代表理事) 第八十二条 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理 事長その他一般社団法人を代表する権限を有するもの と認められる名称を付した場合には、当該理事がした 行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。
(競業及び利益相反取引の制限) 第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、理事会にお いて、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認 を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部 類に属する取引をしようとするとき。	(競業及び利益相反取引の制限) 第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会に おいて、当該取引につき重要な事実を開示し、その承 認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事 業の部類に属する取引をしようとするとき。	(競業及び利益相反取引の制限) 第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会に おいて、当該取引につき重要な事実を開示し、その承 認を受けなければならない。

二 理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。

三 学校法人が理事の債務を保証することその他以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）

第八十五条 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（競業及び学校法人との取引等の制限）

第九十二条（略）

2 学校法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第一百三条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれららの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）

第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）に報告しなければならない。

（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）

第九十二条（略）

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差止め）

第一百三条 監事は、理事が監事設置一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれららの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができます。

2

前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(費用等の請求)

第一百六条 監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息

三 の償還の請求

第一百六条 監事がその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息

三 の償還の請求

2 る。

前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

○私立学校法第四十四条の二第四項による一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の読み替え

の二第四項による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の読み替え（点線部分は準用による当然読み替え部分、傍線部分は個別読み替え部分）

			（読 替え 後）
		（責任の一 部免除）	（学校法人に對する損害賠償責任の免除）
	（1）四 理事長六 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの	第一百二十二条 私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。	第一百二十二条 前条第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。
（1）四 理事長六 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの	（責任の一 部免除）	（一般社団法人に對する損害賠償責任の免除）	（一般社団法人に對する損害賠償責任の免除）
（1）四 理事長六 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの	（1）イ 当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一 年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額	（1）イ 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一 年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額	（1）イ 当該役員の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第一百十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。
（1）四 理事長六 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの	（2）ロ 当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一 年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額	（2）ロ 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一 年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに定める数を乗じて得た額	（2）ロ 当該役員の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第一百十五条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によつて免除することができる。

されたもの

(2) 当該学校法人の業務を執行した理事 (1) に掲
げる理事を除く。)

(3) 当該学校法人の職員

ハ 理事 (イ及びロに掲げるものを除く。) 、監事

二 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において

次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度

三 及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

三 学校法人においては、理事は、私立学校法第四十四

条の二第一項の責任の免除 (理事の責任の免除に限る。) に関する議案を評議員会に提出するには、監事 (監

監事が二人以上ある場合にあつては、各監事) の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があつた場合において、学校法人が当

該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の文部

科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(理事等による免除に関する定款の定め)

第一百四十四条 第百十二条の規定にかかるらず、学校法人 (理事が二人以上ある場合に限る。) は、私立学校法

第四十四条の二第一項の責任について、役員が職務を行つたとき善意でかつ重大な過失がない場合において

、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他事情を勘案して特に必要と認めること

は、前条第一項の規定により免除することと認めること

ができる

されたもの

(2) 当該一般社団法人の業務を執行した理事 (1) に掲
げる理事を除く。)

(3) 当該一般社団法人の使用人

ハ 理事 (イ及びロに掲げるものを除く。) 、監事

二 前項の場合には、理事は、同項の社員総会において

次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度

三 及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

三 監事設置一般社団法人においては、理事は、第一百十

一条第一項の責任の免除 (理事の責任の免除に限る。) に関する議案を社員総会に提出するには、監事 (監

事が二人以上ある場合にあつては、各監事) の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があつた場合において、一般社団法人

が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の

法務省令で定める財産上の利益を与えるときは、社

員総会の承認を受けなければならない。

(理事等による免除に関する定款の定め)

第一百四十四条 第百十二条の規定にかかるらず、監事設置

一般社団法人 (理事が二人以上ある場合に限る。) は、

、第一百十一条第一項の責任について、役員等が職務を行つたとき善意でかつ重大な過失がない場合において

、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他事情を勘案して特に必要と認めること

は、前条第一項の規定により免除することと認めること

ができる

る額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、**寄附行為**を変更して前項の規定による**寄附行為**の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合及び同項の規定による**寄附行為**の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による**寄附行為**の定めに基づいて役員の責任を免除する旨の理事会の決議を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 **総評議員**（前項の責任を負う役員であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を**寄附行為**で定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人人は、第一項の規定による**寄附行為**の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による**寄附行為**の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

きる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人については、理事会の決議）によつて免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 **総社員**（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、一般社団法人は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

第一百五十五条 第百十二条の規定にかかるわらず、学校法人は、理事（業務執行理事（理事長）、理事長以外の理事であつて寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第一百四十二条第三項において同じ。）又は当該学校法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の私立学校法第四十四条の二第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該学校法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、寄附行為の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

第一百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

第一百五十五条 第百十二条の規定にかかるわらず、一般社団法人は、理事（業務執行理事（代表理事）、代表理事以外の理事であつて理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの及び当該一般社団法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第一百四十二条第三項において同じ。）又は当該一般社団法人の使用者（以下この条及び第三百一条第二項第十二号において「非業務執行理事等」という。）の第一百十一条第一項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該一般社団法人の業務執行理事又は使用者に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 第百十三条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め（同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を社員総会に提出する場合について準用する。

4 第一項の契約を締結した一般社団法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

第一百十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
三 私立学校法第四十四条の二第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

五百一十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

（理事が自己のためにした取引に関する特則）

第一百六条 私立学校法第四十条の五において準用する
第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の私立学校法第四十四条の二第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。
二 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
三 第百十一条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額

五百一十三条第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

（理事が自己のためにした取引に関する特則）

第一百六条 第八十四条第一項第二号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第一百十一条第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。
二 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

学校教育法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令 要綱

第一 国立大学法人法施行令の一部改正

一 国立大学法人法（以下「法」という。）附則第二十三条第一項の政令で定める金額は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とすること。

二 法附則第二十三条第一項の規定による納付金の帰属先等に係る規定を整備すること。（第一条関係）

第二 学校教育法等の一部を改正する法律附則第四条第三項の評価委員等に係る規定を整備すること。

（第二条関係）

第三 この政令は、公布の日から施行するものとすること。

（附則関係）

政令第十号

学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）附則第四条第四項及び国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）附則第二十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第一条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条を次のように改める。

（国庫に納付すべき金額等）

第十八条 法附則第二十三条第一項の政令で定める金額は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とする。

2 法附則第二十三条第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

3 文部科学大臣は、法附則第二十三条第一項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下の条において「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならない。

4 国立大学法人は、前項の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

（評価委員の任命等）

第二条 学校教育法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第四条第三項の評価委員は、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
- 二 文部科学省の職員 一人
- 三 国立大学法人東海国立大学機構の役員（令和二年三月三十一日までの間は、国立大学法人名古屋大学の役員） 一人

四 学識経験のある者 二人

2

改正法附則第四条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3

改正法附則第四条第三項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課において処理する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国立大学法人法施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令

新旧対照表

目次

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）〔第一条関係〕 ·

1

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）〔第一条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>（国庫に納付すべき金額等）</p> <p>第十八条 法附則第二十三条第一項の政令で定める金額は、平成二十四年度の一般会計補正予算（第1号）により政府から当該国立大学法人に対し出資された資金の管理により生じた運用利益金に相当する金額とする。</p> <p>2 法附則第二十三条第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。</p> <p>3 文部科学大臣は、法附則第二十三条第一項の規定により国立大学法人が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、当該国立大学法人に対し、その納付金額を通知しなければならない。</p> <p>4 国立大学法人は、前項の通知を受けたときは、文部科学大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。</p>	<p>（電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律による構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条 この政令の施行の日が電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）附則第四十七条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行日の前日までの間における第二十三条第一項第十三号の規定の適用については、同号中「第三十九条」とあるのは、「第四十条」とする。</p>

○文部科学省令第二号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十四日

文部科学大臣 柴山 昌彦

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">（業務方法書に記載すべき事項）</p> <p>第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五 「略」</p> <p>六 機構法第十六条第一項第六号に規定する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関する事項</p> <p>七 機構法第十六条第一項第七号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項</p> <p>十一 一〇九八 「略」 「略」 「略」</p>	<p style="text-align: right;">（業務方法書に記載すべき事項）</p> <p>第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五 「同上」</p> <p>六 機構法第十六条第一項第六号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項 〔号を加える。〕</p> <p>七 一〇九八 「同上」 「同上」 「同上」</p>	<p style="text-align: right;">（業務方法書に記載すべき事項）</p> <p>第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五 「同上」</p> <p>六 機構法第十六条第一項第六号に規定する情報の収集、整理及び提供に関する事項 〔号を加える。〕</p> <p>七 一〇九八 「同上」 「同上」 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>		

附
則

この省令は、公布の日から施行する。